平成 30 年 (2018 年) 12 月紀北町議会定例会会議録 第 2 号

招集年月日 平成30年12月11日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年12月18日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町	長	尾上壽一	副 町 長	中場幹
会計管理	!者	武岡芳樹	総務課長	濵田多実博
財 政 課	長	水谷法夫	危機管理課長	岩見建志
企 画 課	長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住 民 課	長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理調	果長	玉本真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光調	果長	玉津裕一	建設課長	植地俊文
水道課	長	上野隆志	海山総合支所長	玉津武幸
教 育	長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長		井 土 誠		

職務の為出席者

 議会事務局長
 脇
 俊明
 書
 記
 佐々木
 猛

 書
 記
 奥川賀夫
 書
 記
 家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番 大西瑞香 6番 原 隆伸

議事の顛末 次のとおり記載する。

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、10人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問については、本日は5人、19 日の本会議で5人ということで、2日間で運営させていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間でありますが、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西瑞香君

6番 原 隆伸君

のご両名をご指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る12月11日に 締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示 用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたしております。

質問の方法については、会議規則第 50 条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

東清剛議長

それでは、9番 太田哲生君の発言を許可します。

9番 太田哲生君。

9番 太田哲生議員

議長の許可を得て、銚子川の水道水源を保護するため尾鷲市との広域連携について、一般 質問をさせていただきます。

紀北町におきましては、「自然と共生の町」宣言を行い、紀北町生活環境の保全に関する 条例が3月の議会に提案されようとしております。この条例案の目的は、現在及び将来の町 民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することであると考えております。

環境の保全は私たちの願いであり、住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであります。町政にとりまして、環境の保全は重要な課題であります。しかし、紀北町に搬入されている建設残土は、大きな環境問題となっており、紀伊長島地区に多く見られます。

最近、銚子川の上流におきまして建設残土が搬入され、木材ストックヤードや太陽光発電施設の用地が造成されると聞きました。また、この地域は銚子川の上流でありますが、尾鷲市の区域であります。また、尾鷲市水道水源保護条例の指定区域外であります。

銚子川は全国的にも奇跡の清流銚子川と言われておりまして、テレビでもたびたび放映されています。また、銚子川の上流は日本有数の豪雨地帯であります。内山りゅうさんの青の川という本を読みましたが、このとおりでございます。山から海へ流れ落ちる川であります。地質は花崗岩であり表土は少ないように思います。山々に降った大量な雨は一気に流れ下ります。このことにより下流地域ではたびたび水害をもたらします。

以前、銚子川の上流、岩井谷で大雨により孤立した人に聞きましたところ、自分のいるところ以外、全部滝になったようであります。銚子川上流はすごい激流になります。この地域で建設残土による造成工事をしますと、豪雨により崩壊する恐れがあります。造成した区域で大規模な深層崩壊が起こりますと、銚子川は濁流となり上水道の水源が汚染され、海山地区の住民の生活に大きな影響が懸念されます。

また、引本湾、銚子川などの漁業に被害を及ぼす恐れがあります。さらに地球温暖化などによる気候変動により、過去にないような大量の雨が降る恐れがあります。そのような状況になりますと、山崩れも大きくなると思います。環境汚染、公害は何年か経ってから被害が発生して気がつくものであります。また、自然災害は怖いものであります。たびたび想定外の大災害を起こします。

このような被害を受けるのは銚子川下流の水道水源、住民、宅地・農地などであります。 平成に入ってからも大きな災害がありました。この地域では平成16年9月の豪雨災害、平成 23年8月紀伊半島豪雨などたびたびあります。銚子川は海山地区の住民にとりまして、水害 もありますが恩恵も受けております。銚子川の水は上水道として使用し、流域の住民の生活 の基本をなしております。

しかし、銚子川の上流の半分ぐらいは尾鷲市にありますので、銚子川の治水保全には三重県と尾鷲市と紀北町の連携が必要であります。そして、この度の建設残土による造成工事に対処するには、特に三重県と尾鷲市と紀北町の連携が必要であります。まずこのような事態に対処するためには、三重県に要望して県で対処していただく、このことも考慮する必要があります。

また、尾鷲市と紀北町の水道事業の広域連携が考えられます。法的な根拠といたしましては、地方自治法であります。広域連携として直ぐ思うのは一部事務組合、広域連合でありま

す。行政区域、財政、人事など全てにわたり非常に難しいと思われます。今の段階では無理 であると思います。

ここで提案いたしますのは、地方自治法第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互の関係、第3節 普通地方公共団体相互間の協力、第1款 連携協約、第2款 協議会など、以下の条項を適用し、尾鷲市と紀北町の水道水源保護の協議会を設置し、対応することができます。

この協議会は法定協議会と言われています。設置にあたっては地方自治法による手続きが必要です。つまり関係市町の協議により規約を定めなければならず、この協議には関係市町の議会の議決が必要になります。法定協議会には時間と手間がかかると思います。また、法的な制約もあります。現実的には法定協議会の設置には抵抗のある方もいると思います。

そこで、その前の段階として任意の協議会を設置する方法があります。任意の協議会は法 定ではないので、議会の議決など同意は特に必要としません。

そして、任意協議会の委員も市長、町長の自由な裁量行為により委員を選任することができます。任意協議会の委員としましては、市長、町長、町議会議員、学識経験者、三重県の職員などが適当であると考えられます。このような組織をつくり法的なことを含めて幅広く議論することが重要であります。

そして、大事なことでありますが、副市長、副町長以下の職員で作業部会を立ち上げ、水道水源保護条例の改正なども含めて、河川法、森林法、廃棄物処理法、砂防法、道路法など多くの関係する法律、そして三重県条例、他の市町村条例を幅広く研究し、また全国の行政の例も研究し、水道水源の保護をするため建設残土搬入を阻止する方法を提案することが必要であります。この作業部会の仕事が重要であります。

そして、任意協議会において協議事項を確認し、合意の上で法定協議会に進めていくこと が有効と考えます。

全国的にも水道水源で協議会の設置は少ないと思います。他の市町村の条例には広域連携の条項があります。例えば、伊賀市水道水源保護条例では、広域水源保護の相互協力、第18条、本市は広域水源保護のため必要があると認めたときは、関係地方公共団体に対し、地方自治法第252条の2の2第1項に規定する協議会の設置、その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体から本市に対し、当該の要請があったときは、これに応ずるものとする。との規定があります。

実際には協議会は設置されていないようであります。尾鷲市と紀北町で水道水源保護の任

意協議会を設置することは全国的にも少なく話題となり、広い地域に周知することになります。多くの国民に奇跡の清流と言われる銚子川の環境問題を知ってもらう。そして、情報を広く発信し全国的に現状を知ってもらう、このことが大切であります。

過去の市町村合併の折、まず法定協議会を立ち上げ、そして合併特例法により法定協議会を設置しました。これからはいろいろな面で広域連携が必要となってくるものと思われます。市町の幹部が集まり議論することが重要であります。この質問の要旨でありますが、銚子川の建設残土搬入から海山地区の水道水源を保護するため、尾鷲市との任意の協議会の設置について、町長の考えをお聞きします。以上でございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

それではまずですね、太田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

銚子川の水道水源を保護するため尾鷲市との広域連携についてのご質問をいただきました。 尾鷲市との水道水源保護の協議会設置のご提案でございますが、議員のご指摘のとおり伊賀 市水道水源保護条例には、地方自治法に基づく協議会の設置の規定がございますし、県内の 他の市町でも同様の規定を設けているところがあります。

このようなことから三重県に水道水源保護の協議会の設置状況を確認させていただきましたが、平成30年7月1日時点の調査で、設置はないとのことでございました。本協議会につきましては、法的にどのような権限を持ち、どのような形で進めていくのか不明な点も多々ございますので、今後、協議会の制度や活用方法など調査、研究を進めていきたいと考えているところでございます。

また、尾鷲市とはこれまでも事あるごとに連携をとりながら進めてまいりましたが、今後はより一層連携を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

町長の考えよくわかりました。この建設残土の件につきましては、他の議員からも質問が あると思います。私の質問は以上で終わらせていただきます。以上です。

東清剛議長

これで太田哲生君の質問を終わります。

東清剛議長

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

失礼します。4番、岡村。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。 私の一般質問は1点目は、水源地上流の建設残土の埋め立て問題でございます。

「青の川」が「黒の川」にならないように、土砂崩落による河川汚濁の恐れについて、まずお話させていただきます。

2点目が行政区域を越える水源地上流に法の網をどうやってかけていくかと、この問題で ございます。

3つ目に水道水源保護条例の強化をお願いしたいと。

4つ目が今回のような問題の場合に恒久的な保護をするにはどうすればいいかということ についての提案でございます。

大きな2つ目は、交通難民対策でございます。これを2つ目にやりたいと思っています。 それでは、水源地上流の建設残土の埋め立てについて、「青の川」が「黒の川」にならないようにと、このたび内山りゅうさんが青の川という写真集を出しました。非常に優れた写真集でございます。 私も小さい時から見ておりますけども、びっくりするほどきれいに撮れております。

それに続きNHKスペシャルで、この秋ですね、見えないものが見える川として銚子川が 放映されました。反響はものすごく大きく先日銚子川のほうへ私、行きましたところ観光客 が数グループ来ておりました。その観光客はびっくりしてましたのは、何故この川がこんな に青いのか、何故こんなにきれいなのかと、非常に驚いておりました。

そこで町長にお聞きしたいと思います。銚子川が青の川と呼ばれ、あれほど美しく澄んでいるのは何故だと思われますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、岡村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。何故かということでございますが、地質とかですね、距離が源水からですね、17km ということもございます。そういったものが主な原因ではないかなと思います。先ほどの前者議員もですね、花崗岩、地質のことも述べておりましたので、そういったことがあって、それぞれの山から大台山系からですね、流れる水、それから湧き水の問題もですね、内山先生もおっしゃいました。そういった関係もあるのではないかと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長がお答えになったことはですね、一般的にそう言われます、そのとおりだと思います。だから、私この間ですね、ある専門家から聞きました。実は銚子川があんなにきれいなのは、伏流水の影響があるというんです。ご存知やと思いますけども、伏流水がですね、あの川の下にもう一本川が流れておるような状況でございます。

銚子川は花崗岩でございまして、小さな砂粒というか石のころでできています。それがしみてですね、出てきますのは銚子川の地下水を通りまして、約7年かかって出てくると。関東にあります富士山の柿田川みたいなものですね。あれが一番大きな原因だと言われております。つまり何かといいますと銚子川の花崗岩の小さな粒がですね、フィルターになりまして、それが地下へおりましてそれがずっと流れまして、長年むいていくと。その水がきれいなんだと。私はそれを聞きましてびっくりしました。なるほどなと思いました。さもありなんとも思いました。

そういうフィルターの役割が一番大きな原因だと言われております。そこでですね、そのフィルターが詰まったらどうなるかということです。この度ですね、銚子川上流の尾鷲市の林道祖父木屋線の末端、いわゆる旧坂下随道の脇に建設残土の埋め立てが行われています。この12月2日に環境学者の畑先生や議員の方々、尾鷲市民の方も含めて、総勢18名で現地調査を行いました。

私はその現地調査に行ってびっくりしたんです。山の上からですね、急斜面をダンプでまけとるような状態ですね、まけとるって、落としておるような状態です。谷底は見えませんでした。ひどいとこだと思いました。真っ黒な建設残土がですね、谷に向かって落ち込んでいました。しかもむき出しで、非常に驚きました。私は現地を見学して皆さん驚いたんです

けども、町の業者は現地を調査しているのか、あるいは調査しておれば町長にどのような報告があったのか、これをお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど湧き水といったのは伏流水のつもりでございますので、申し訳ございません。それからですね、現地の話でございますが、副町長に行っていただいております。関係課と少しお話を副町長のほうからいたしたいと思います。

東清剛議長

中場副町長。

中場幹副町長

岡村議員のご質問にお答えさせていただきます。

現地へはですね、私と建設課の職員で許可をいただきまして入れさせていただいてございます。帰って直ぐに町長にご報告をさせていただきました。私が見た感想をそのまま町長へお伝えいたしまして、その一部を申し上げますと、まず地山を削ってヤードがある程度できていたということでございます。

それともう1つは色の違う土は一部、ほんの少しだと思います。ほとんどが茶色に地山だったと思いますが、それが今、投入されかけているというようなイメージを持ちましたので、 そのままご説明をさせていただきました。以上でございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

副町長の言われたとおりですね、私ら12月2日に見た時もまだやり始めの状況でした。ただですね、土がずっと崩れておりまして、途中の法面のいわゆるスギかヒノキかそれがもう倒れておるような状態でございました。ただ曲げておる状態でございました。そこで、いろいろ調べました。情報開示請求で伐採届というのとりました。尾鷲市でとったわけですよ。これを見て私もう一度驚きました。あの量ですね、谷底がどこかわかりませんでした。情報開示請求でしました届け出を見ますとですね、こうありました。内容は土地の面積は8,200㎡、これを購入しておるんです。ただし、今回の開発の計画したそのうちの2,000㎡程度の木材集積ヤード、あるいは再生可能エネルギーの確保するのに造成計画となっていました。

注目する点はですね、谷の深さなんですね。あの高さ45mです。45m、想像してください。この建物は15mぐらいかな、紀北健康センターで14、15mやと思います、最高で。あの3倍、それが法面、高さですね。長さが90m、幅が20mかな、あとはずっと埋めていくと、そういう状態でございます。ここにその地図もあるんですけども、びっくりするようなこれでいきますと、大量の再生土、大量の建設残土になると思います、これが埋まった場合。しかも谷なんですね、そこはね。地図で見たらわかります谷底です。

問題はですね、下にじゃあ45mの擁壁つくっておるか、擁壁はありません。種子吹付でございます。これで見ますとね、法面は種子吹付になっています。なんでかと、これは県の景観条例を通っておるわけです。林地開発は1万㎡ですんで、8,000㎡で2,000㎡は関係ありませんで、林地開発許可はとっていません。とらなくていいんです、景観条例が出てきます。景観ですもんで当然法面は種子吹付ですね。あそこへ大量の大雨が降った場合、大雨は豪雨の大変なとこですけども、大雨が降って、先ほど前議員が言いました深層雪崩やないですけども、崩れた場合、大量の黒い土、実は建設残土、再生土はだいたい黒いんですけども、真っ黒な土が流れてですね、それが魚飛へ入って、さっき伏流水の話をしましたけども、フィルターの役がないぐらい土が埋まってしまったら、これ大変です。それこそ本当に黒い川に変貌する可能性は十分にあると思います。

これはあくまで可能性でございます。私、今回はあそこは土砂が汚染されておるかどうかは問いません。それわかりませんもんで。ただ崩落の問題で私は言っています。真っ黒になったらですね、魚飛は大きな岩がたくさんあります。その間に入り込んでですね、土が溜まってしまうと、もう観光面でも大打撃やと思います。当然それが下流に流れてですね、現在伏流水から水道水源をとっておると思うんですけども、それも伏流水もあまりままならなくなりましたら、これ大変なことになります。

だから、今止めたいんです。ただ残念ながら今止める法的な手段がないと言われています。 だから、私はいろんな方法をやっていったらいいんじゃないかなということで、これから提 案するわけでございます。今一番心配していますのはですね、住民は水道水源の上流、今回 初めてだと思うんですけども、水道水源の上流にできましたんで、水の安全面これが心配で ございます。水の安全をどうやって確保するか、どうやって担保するか。これにつきまして 町長の見解をお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今とめる法的手段がないという議員ご認識の下ですね、ご質問いただいたわけでございます。我々も危惧しております、崩落についてはですね。そういうこともありまして、我々は条例をつくって紀北町の中では最低限でも業者の方に制限をかけてですね、安全性の確保を保っていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

そして、水道水源の上流の水の安全性、残念ながらと申し上げます。上流にはですね、産業廃棄物施設もございます。これ旧海山町時代の時に建てられたものでございます。そういった危険性を危惧いたしましたので、我々といたしましては濁度も含めてですね、銚子川上流2箇所で、水質の検査をしております。

そして、また水道水源におきましてはですね、これは詳しく命に関わる水ですので検査をさせていただいているところでございます。そういった監視をですね、以前のデータもございますので、そういった変化が例えば土砂が流れ込めば、SS、濁度の部分がですね、ずっと上がってくると思いますんで、そういう異常があれば別の観点からですね、業者の方に申し入れもできるかなと思っております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長が言われたように水質検査につきましては、私も産業廃棄物処理施設の頃からよく知っておりまして、検査やられておるの知っています。水質検査について2点ちょっと疑問があります。1つは水質検査の場所ですね、おそらくクチスボの下流の左岸ではないかなと思いますけども、どこでやっておるか私はですね、今回の問題につきましては、本来ならば土砂が落ちておるその谷ですね、流末がまったく違う、上流の落ち込んでいるその時点で本当は測っていただきたいと思います。少なくとも流末の時点で、又口川の合流するとこ、あの時点で測っていただきたいと1つはですね。

それともう1つ水質の問題に移りました。実はこの残土、この建設残土につきましては、 発生土責任といいまして、発生した関東とか関西ですけど、そこで地質の成分表が出てきて おります。その成分表のデータと水道水源を保たれるような水質データとかね、基準がある と思います。その違いがあるんじゃないかと思います。その辺も是非調べていただきたいな と思っております。

建設残土の検査といったら水道水源のための水道のための検査でございますので、そこま

でやっぱり調査して問題にしていただきたいと思っています。時間もありませんので、次にいきたいと思います。

よろしいですか。行政区域を越える水源地上流に法の網をかけるにはどないするかと。実は先日行った時に、私どもも一応業者に断りました、見学に行くと。その時に業者は言いました、こう言っています。自分たちは独自で土の検査を行っていますと、行っていると、確かに独自でもやっておりました。法を守って埋め立てを行っていくと、私らは法を守っておるのやと、こういう業者の言い分でございます。

私は業者の言い分もやっぱり聞かんならんと思いますけども、この法を守っておるという 業者の言い分につきまして、町長はどう思われますか。町長、見解がありましたら。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このこと自体はですね、議員もおっしゃったように法的には難しいというお話がありました。建設工事など起因している発生土砂、これ運搬とかですね、収集、処分、そういったものがですね、今のところ規制されていないということです。ですから我々としてはそういった中で、この問題が起きていると思っております。ここのところずっとですね、新聞、それからテレビでも取り上げられ、インターネット情報ですね、そういったものにも取り上げられております。そやで国会議員もお見えになっております。そういう中でまず最初に出るのは、法で規制されていない土砂なので、こういう問題が起きるというお話ですね、ここをちょっと押さえていかないといけないと思いますんで、我々といたしましてはですね、そういったことをしっかりと守っていかなければいけないなと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

そのとおりでございまして、今、法の整備ができてない、法の整備ができてないならば、 法をつくることだと思います。法をつくるのに今、環境問題につきましたら、この3月に上 程されるですね、紀北町の環境生活保全条例ですか、これも大事だと思います。今回のケー スのような場合でも、環境保護の効果が発揮できるような条例を是非上程していただきたい と思います。

それから、ここでも言いたかった尾鷲市との協議の問題でございますけれども、前者、太

田議員が提案されましたもんで、私この部分は省略したいと思います。場所が紀北町内だったとしてもですね、水源下流であったとしても、環境を守るための効果がある、環境保全条例、これを是非3月議会で成立させたいと、私どもも思っております。どうかですね、3月の保全条例の提案に関しましては、住民や議員の願いを十分に取り入れられるようにお願いしたいと思います。

3番目へいきます。

具体的にですね、私が1つ提案したいのは、水道水源保護条例これの強化をお願いしたいと思います。実は紀北町の水道水源保護条例はこないなっています、だいたい上流ですね、水源地の上流は一円にかかっております。残念ながら尾鷲市は矢ノ川の部分だけですね、矢ノ川のほうです。今回のところはかかっておりません。

ところが我々の水道水源保護条例は本来ならば流域全体に対してのが本当なんですね。流域がかかってないのはおかしいんです。それは境界を越えておるからです。流域をかける方法をやっぱり考えていかないと。それは先ほど言いました太田議員と一緒でね、向こうでもかけていただくと大変ありがたいと、尾鷲市でもかけていただくと大変ありがたいと思います。

そこで私は提案ですけども、水道水源保護条例ですね、先ほど太田議員が言われた他自治体との協議の場の要請の項目ですね、伊賀市の18条ですけども、あれを入れていただきたい、項目ですね。地方自治法252条の第2項の1ですか、書いてあります。それをちょっと入れていただきたいと。

もう1点は、紀北町の条例の対象事業項目の中に、建設残土及び再生土、これを入れていただきたいと。この2つの建設残土、再生土を入れていただきたいというのは、どうも尾鷲市の水道水源保護条例でも話題になっておると思います。この2点をですね、入れていただきたいんですけども、町長の見解をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず行政区の問題がここでね、関わってくるわけなんですけど、我々といたしましては尾鷲市さんとはですね、連携をとって今もやっておりますし、これからもやっていかなければいけないですが、今、出た多くの問題はですね、尾鷲市さんのほうで処理していただく問題があろうかと思います。それは尾鷲市さんは一部にかけているということですね。例えば水

道水源の連携協議会をつくったとしても、水道水源の区域外ですと、なかなか及びませんので、そこら辺がですね、尾鷲市さんともこれから話し合いしながらやっていきたいなと思っております。そういったところでございますね。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

対象事業。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

尾鷲市さんもですね、それは考えておりますし、我々もですね、以前汚染土壌に関する施設もさせていただきました。そういったものは今後、尾鷲市さんと連携しながらですね、考えていきたいなと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、追加の項目については考えていきたいということですんで、前向きに捉えて是非入れていただきたいと思っています。

次は4点目でございます。実は今回のような場所ですね、水道の水源地を恒久的に保護するにはどうするかと。今の法体系の中で保護するには、条例をつくっていくのは別ですよ、 今の法体系で、いろいろ考えました。

実は私は住民グループとも話しております。住民でこれに取り組もうというグループがございまして、そこでも話しております。そこで2点あります。1点はですね、現在の水源地、つまり尾鷲市内のですね、水源でございますが、いわゆる矢ノ川の地域ですね、あそこを公有地できないかと、買い取れないかということでございます。買い取る場合は当然尾鷲市の土地ですんで、紀北町が買い取れるかどうかわかりません。これはどうなんですか、公有地として買い取ることは法的には大丈夫なんですか、町長お願いします。尾鷲市の土地を。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

買い取ることは可能ではないかと私は思います。ただ行政がですね、どういう目的でその 公有財産を購入するか、これが大事な問題だと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私もそのとおりだと思います。買い取れないということはないと思います。目的とお金ですね、これは問題になります。私の理想は尾鷲市の土地ですんで、尾鷲市にも責任があるということで、尾鷲市にも買っていただきたい。紀北町も買ってもらいたい、こう思っております。

実はですね、水源地の公有化の問題につきましては、実は全国で公有化が進んでおります。 特に北海道あたりは特にすごいんですけども、北海道の中のあちらのほうで、全国で現在ですね、14自治体による水源地の公有化が進んでおります。これは主にですね、北海道あたりは外国資本などによる水源地の買収を警戒しとるですね。その他ですね、近くでは奈良県の川上村、これは昔からやっております。和歌山県の古座川町、ここでも公有化が進んでおります。

ちなみにですね、川上村は下流の住民に安全な水を流すために、供給するために公有化しています。なんと740haでございます。古座川町これも同じような状態で、たぶん外国資本の警戒じゃないと思うんですけども、595ha、既に公有化しています。公有化の例はいっぱいあるんです。あそこを公有化してしまえば今回のような問題は恒久的に、私は起きないと思っています。

是非ですね、公有化してもらいたいと思います。さっきのお金の問題につきましてね、ふるさと納税これを使えないかなと思いますけども、ふるさと納税の実績額は今いかほどありますか。何かわかりますか。また、そのふるさと納税を水源地保護のために活用できないかと、この2点についてお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか急にごめんなさい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずはふるさと納税のほうを答弁いたさせます。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

ふるさと納税の平成30年度末の見込額につきまして、お答えさせていただきます。この12 月補正をご可決いただきました後の見込額で報告させていただきます。

見込額につきましては、2億843万円になる見込みでございます。以上です。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

あそこの、ごめんなさい。今、2億円と言われましたけれども、あそこのですね、もし公 有地化しても、まず1億円もかからんだろうし、森林は安いと言われています。高いか安い かはわかりませんけども、それ全て使えと言いませんけども、活用は可能なんじゃないかな と思っております。それは私の私見です。

実はですね、私どもの住民グループでは、もし公有化するために、もちろん町なり市になりにだしていただいたり、なければですね、住民独自でも動きができるのではないかということで、住民グループでですね、尾鷲市民、紀北町民を巻き込んで、水源地の森トラスト運動、これを展開したらどうか、こういう声も出ております。

私は思います。あそこを買い取るためにですね、尾鷲市、紀北町、それから町民・市民、 それから、全国の銚子川って言いますかね、紀北町、尾鷲市を愛する人々に呼びかけて、そ ういった運動の展開も私は必要なんじゃないかと。これはできるかどうかはわかりません。 まだ検討中でございます。そういった動きもあるということだけ頭に入れておいていただき たいと思います。是非ですね、公有地化の問題につきまして、よろしくお願いしたいと思います。

よろしいですか、答弁ありましたら、この動きに対して。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにね、公有地、公有林化すればいいという話なんですが、あそこのみならずですね、大変広い水源地上流、紀北町にもございます。あそこに限れば、またいろいろな活動もできるとは思うんですが、それさえもですね、なかなか事業するとして買ってしまった土地ですよね、それをですね、事業者が売りますかというのであれば、事業に対する利益、そういったものがかかってくると思うんですよ。

ですから、そういったものも含めた上の金額とならなきゃならないと思います。周りを買うにしても、周りがですね、どこまでそれが広がるかどうかは別ですが、我々はそういったこともあって県の条例をですね、求めている部分もございます。それで、県は今、境界の関係でいろいろ立入もしておりますが、基本的に紀北町、例えばああいう問題が紀北町の水源地の上流にあります。水源地から離れているということで、もしも水源の保護条例が外れるとしたらですね、規制対象事業所にならないと、なった場合ですね、例えば紀北町ですね、2万5,700ha あるんですよ。257 k ㎡、そのほとんどが50%以上が民有林ということは、林業を業として大昔からやってきています。

ですから、いろいろな経費がかかっています。だから、今、安いからと言って公共が買い に行けばそれを無視して売っていただけるとは思えません。ですからうちは水源地もいっぱ いありますよね。やっぱりそういうことから考えると、そこだけに特化した購入の仕方とい うのは難しいんではないかなと思います。難しいというお話だけですよ。そういうふうに理 解してください。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

そういうお話が出るんじゃないかなと思いました。公平の問題ですね、あそこだけというのは問題があると思いますけども、私はあそこの部分はですね、実は紀北町の水源地の上流は水源保護条例がかかっておるんですよ、指定区域になっています。あそこはかかってないんですね。現在の矢所の部分、尾鷲市じゃありませんで、そういった部分に特化してもええんじゃないかなと、ちょっと1つ思います。

それとですね、私はあそこの部分が今、法の網から抜けておると思っています。私はむしろ無法地帯だと思っております、この問題に関しましてはね。それをかけるには、公有地化しかないと思います。現在のですね、業者が埋め立てておると、本当に止めるのならばですね、これは無理かわかりませんけども、あそこを買い取れば現在の埋立地ね、業者からは買い取るの無理やと思いますよ。可能やと思います、それ以外はですね。私はあそこは銀座になるんじゃないかと。いわゆる水源を阻害するですね、水源地の機能を阻害する、そういった開発の銀座になるんじゃないかと、これが心配なんです。そのための予備として公有地化を求めます。

もう時間もありませんので。

東清剛議長

岡村議員、一般質問ですから町長に答弁を求めてください。

4番 岡村哲雄議員

町長の答弁お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公有地化すればですね、そういうことなんですが、まずはあそこは水道水源保護審議会の 区域内に入ってないんだったら、むしろ公有地化でどんどんお金を入れるよりですね、私な らですね、私なら尾鷲市のことですから、行政のことは言えませんので、まず枠を広げると いうことをします、水道水源の。我々のやつもですね、合併する時に分水嶺までしました、 あの地域を。それまではバラバラでした、旧海山町と旧紀伊長島町、ですから合併する時に 分水嶺まで全部、水道水源から上はですね、かけさせていただいたようなことがありますの で、こういう公有林化するのも1つの考えだと思いますが、そういう区域をですね、指定し て例えばそれを対象事業にすれば、そこで買うまでもなく議論はできるものと考えます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

そのとおりですね、尾鷲市の協力が是非必要だと思います。私は何とか公有化の案をです ね、進めていただきたいなとこう思います。

もう1点ですね、私はお金がかからない方法が1つあると思います。実はあそこにですね、 又口川の上流のほうでもう1つ古和谷という大きな谷があります。皆さんご存知やと思います。大きな古和谷ですね、その古和谷は、私は古和谷の開発は懸念しておりません。あそこは林道もございます。車も行けます。なぜ私はあそこを懸念してないかと、あそこはですね、 保安林になっておるはずです。保安林ということで古和谷の保安林の内容につきましてですね、お聞きしたいと思います。どういう保安林になっておるか、お聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おそらく議員がおっしゃりたいのはですね、保安林の関係の話ではないかなと思うんです

が、保安林ということで、水源の涵養や災害の防止など広域上ですね、必要なということで、森林の保全が必要ですよということでかかっております。この保安林は大変厳しいもんでございまして、形状を変えたり伐採そういったものもですね、次の植栽がない限りできないですし、公共事業とかそういったものを、特殊な事情がないと解除できないということになっておりまして、だから木を切って、他の目的に使うということは、なかなか厳しい状況でございますので、紀北町をですね、特に海山地区の場合、保安林が多くございます。これは林業として生業をやってきた関係で、長島地区と海山地区とすれば、海山地区のほうが保安林が相当多い面積だと私は思います。正式なデータがないんで申し訳ございませんが、そういった中で保安林化ということはございますが、その地区についてはですね、これは農林水産大臣が定めるもの、県知事が定めるものがございますので、その辺について詳しい情報もっていますか、農林水産課。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

議員ご指摘の古和谷につきまして、どの保安林が指定されているかというところについては、確認はしていないんですが、紀北町の場合、水源涵養保安林または土砂流出防備の保安林、どちらかになろうかなと思っております。以上でございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、言われたように、実は保安林は森林法に入っております。古和谷も保安林、あの辺がですね、国有林でございまして、保安林としてあれ指定しております。これは私、三重県でちょっと確認してきました。保安林になっております。保安林は7つあります、目的がですね、今、言われた土砂の流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林になるわけです。一番多いのは水源涵養保安林でございます。私は現在、問題になっております矢所の、あそこは水源涵養保安林としては適切な場所やないかなと思っています。

ということで、私は結論から言いますと、保安林申請につきまして取り組んでいただきたいと、これが結論でございます。ということでまず保安林のですね、保安林になった場合のデメリットとメリットがありましたら、ちょっとお願いしたいんですけども、わかっておりましたらお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古和谷自体がですね、国有林ということで我々もそこの事前に言っていただくと十分調べたんですが、ちょっとその辺がですね、よくわかりませんが、メリット、デメリットについては課長のほうからご説明をいたさせます。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

保安林につきましては、紀北町の場合は7種類、全種類では17種類ございます。紀北町に適用されている保安林につきましては、7種類でございます。それとメリット、デメリットということでございますが、デメリットと言えるかどうかはっきりしないんですが、制限事項がございます。まず立木の伐採にあたってはですね、届け出をしないと基本的には伐採できない箇所が多いんですが、伐採前には届け出が必要ですし、皆伐等が禁止されている場所もございます。

それから、土地の形質の変更についてもですね、制限がございます。それとあと伐採後のですね、植栽についても義務付けがございます。

メリットと言えるものがどうかわかりませんが、優遇措置としましてはですね、税制上の 優遇措置がございます。また、造林する場合に補助金が加算される。あるいは特別の融資を 受けて造林をすることができる。あと治山事業等での有利な面があるというような優遇措置 がございまして、これがメリットかなというところでございます。以上でございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私も森のことはあんまりわからないんですけど、今、聞きましたらね、私は実は県でも聞きました。県の農林のほうに聞いてきました。こちらの農林も今、聞きましたし、この間も聞きましたけども、私はメリット、デメリット、それぞれあると思います。これはなんかというたら、地権者にとってのメリット、デメリットでございます、今、言うたのは。私もそう思います。

これですね、調べますと森林法の指定ですね、できますのはですね、法27条で第1項に対

する保安林の指定に直接の利害関係を有する者はということになっておりまして、保安林指定により直接利益を受ける者、つまり地権者ですね、または現に受けている利益を直接害される、もしくは害される恐れがある者。害される恐れがある者は、我々住民だと思っています、水源地の関係。

もし水源涵養保安林になった時にですね、規制の問題が出てきます。さっき形質の変更、 形質の変更に制限がありますと言われました。これなんかと言いますとですね、実は森林伐 採して売ったり、土地を売ったり買ったり、あるいは伐採したり、そういうものは結構自由 なんですね。そこまで制限されません。形質の変更なんかやったら、水源涵養保安林ならば。 水源を涵養するための目的を害するような、阻害するような形質の変更はアウトなんですね。 阻害しないんだったらオッケーなんですよ。

だから、水源涵養保安林を水源を涵養する、その目的を阻害するようなやつは制限するわけですよね、そのほかは関係ありません。そこもよく調べてですね、是非申請をお願いします。ただしこの申請につきましてはですね、地権者の了承が要ります。これが一番大事なんです。だから地権者に実情を丁寧にですね、丁寧に説明してお願い申し上げて、住民も困っておるということをして承諾をいただいた上で、保安林申請をお願いしたい。

ただしこれは紀北町の行政だけじゃありません、尾鷲市の行政と協力して、場合によれば 私ども住民も説得なり丁寧に行かせていただきます。そういった手続きをやってお願いでき ないかいなということです、そういう取り組み。それを市民に訴えまして、地権者にも訴える。これはさっきいうたお金はあまりかかりません。お金はかかりません。そのかわり大変 なことです。説得せんならんです。メリット、デメリットも一応もう一度研究してですね、 是非これをやっていただいたら、ある程度の網がかかるんではないかと、つまり水源を害するような阻害するような開発、今回阻害すると思います。ああいうものは止まるんじゃないかなと。保安林をかける時は当然ですね、あの流域ですね、水源を涵養するんやで、一部じゃなくて流域で、今回の現地も本当は保安林をかけてればいいんですけど、業者さんはたぶん、事業者さんは反対されると思いますんで、なければその事業者のところを除いても何でも結構でございます、保安林をかける一回運動なり取り組みを進めていただきたいなと、これは尾鷲市長にも是非言ってもらいたいと思う。私ども議員を通しまして、尾鷲市の議員にもお願いしますけども、議員とか市民にもお願いしまして、尾鷲市にも働きかけていただきたいなと。最後は地権者ですけどもね。地権者も同じでございますけども、それはやっていきたいなと、これは是非お願いしたいと思いますけども、これにつきまして町長、見解があ

りましたら。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃった国有林っておっしゃったんですか、民有林もたくさんあるんですか。 その辺ちょっとわかりませんので、今わからない中ですね、ご答弁できませんので、そういったものも含めて、その地域が保安林として網がかかっているのか、そういうこともですね、まず保安林にしてですね、以前、森林がですね、どんどん循環して林業として成り立っていた頃はですね、保安林をかけて次、植えつけてということ義務が生じてきますんで、伐採したら今でもよくないんか、法律上どうなんかわかりませんが、天然更新のようなことで放りっぱなしにする業者も林業の方もございます。そういったものが結局制限されてきまして、今、切って植付けまでして、それを管理しますと、今度切った分のですね、ことが売った経費以上のものがかかりますんで、そういったものが地権者として、どうなのかということもありますんで、まずは現状を調査したいと思います。

東清剛議長

岡村君、時間3分ですので。

4番 岡村哲雄議員

そういうことでございますんで、私はですね、そういう意味では森林も安くなっておる、 地権者も困っておる面もある。買ってしまえばいいんじゃないかと思います。なければ保安 林ということでございます。保安林につきましては、私もいろいろ研究しています。町も研 究してください。私聞きましたら本人らの承諾があって、たぶん行政が言えば保安林にして も可能やと聞いております、それは。だから民有林はできると思います。研究してください。 これにつきましては、今後も私は尋ねていきたいなと思っております。今回の質問にするわ けではございません。

実はですね、2点目の交通システム、買い物・通院難民対策の交通システムですけども、 ちょっと時間がございませんもんで、これは次回に延ばさせていただきたいと思います。申 し訳ありませんが、よろしくお願いします。いずれですね、よろしいですか。

東清剛議長

次回お願いします。

4番 岡村哲雄議員

次回でお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。是非よろしくお願いします。 以上です。

東清剛議長

これで、岡村哲雄君の発言を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。10時45分まで休憩いたします。

(午前 10 時 27 分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 45 分)

東清剛議長

次に、5番 大西瑞香君の発言を許します。

5番 大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

質問に入ります前に、任期4年間、住みよいまちづくりのために頑張ってまいりますので、 よろしくお願いいたします。

では、議長の許可を得ましたので質問に入らせていただきます。

今回は大きく2点について質問をいたします。防災行政について、また福祉医療費助成についての2点を質問いたします。

1項目ずつ質問いたしますので答弁をよろしくお願いいたします。

では、防災行政について。1. 自助・共助の向上について質問いたします。

9月議会でも自助・共助に関する地区防災計画の策定につきましては、質問をさせていた

だきましたが、今回もう少し詳しく伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1)各自治会における地区防災計画の策定について、先日、政府の中央防災会議作業部会が死者・行方不明者232人を出す豪雨災害となった、本年7月の西日本豪雨の水害・土砂災害からの避難対策の提言をまとめた報告書を示しました。

その内容は住民主体の防災対策に方向転換をした内容になっています。行政は万能ではない、自らの命は自らが守る、住民主体といった表現が並び住民主体の防災対策に転換していく必要があると書かれております。

そこで地区防災計画の策定につきまして、阪神・淡路大震災、東日本大震災、本年の北海 道胆振東部地震、西日本豪雨等の大災害を風化させることなく、これまでの教訓から町民の 命を守る取り組みが欠かせません。自治会、自主防災組織の育成支援を進めるとともに、地 域の実情に合わせた地域コミュニティでつくる地区防災計画策定の普及促進は、大変重要に なってまいります。

地区防災計画の策定、必要性についてどのように考えておられるか、町長の見解をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。自助・共助の向上についての中で、各自治会における地区防災計画の策定についてというご質問をいただきました。地区防災計画の策定についてでございますが、その必要性は十分わかるものの各地区ごとの防災計画につきましては作成に至っていないところでございます。

地区防災計画を策定する目的は、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、地域の防災力を高めて、その結果、平常時、災害時を通して地域コミュニティを維持・活性化することであると思われます。このためまずこの目的を共有する地域コミュニティのメンバーが協力して、防災活動を行える体制を構築することが必要だと考えております。

地区防災計画は各地区の地域の特性に応じた計画で、行政機能がマヒするような大規模災害が発生した場合は、まず自分自身で命と身の安全を守ること。その上で地域コミュニティの相互の助け合いが非常に重要になってくると思っております。そういった意味でも地区防災計画につきましては、有益なものと考えております。今後、自主防災会連絡協議会の場におきましても周知をしていきたいと思いますし、ひな型となるようなガイドラインの作成も

進めていきたい、そのように考えます。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この地区防災計画というのは、町民自らがさまざまなことに取り組むきっかけづくりであります。先ほども町長が答弁をされました地域コミュニティの構築をつくるための、取り組むためのきっかけづくりにもなると思います。

今後この地区防災計画につきましては、しっかり周知をしていただき取り組む方向でお願いしたいと思います。またガイドラインの作成ということで、前向きな答弁をいただきましたので、まず行政としてのガイドラインの作成、その取り組みをまずしっかり行っていただき地区防災計画につきまして、自治会、自主防災会への連携またフォローしていただきたいと思っております。

そして、地域防災力を高めるためのこれまでの取り組みにつきまして、お話を少し伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域防災力の向上ということでございますが、これは一番顕著なというか行っているのは、 産学官連携でですね、川口先生、磯和先生など多くの方に参加していただきまして、それぞ れの地域で取り組んでいただいております。

今までの経緯を申し上げますと、平成20年度より実施しておりまして、これまで9地区で 実施いたしまして、今年度は汐見地区で実施しているところでございます。それとですね、 フォローアップということで一度取り組んだところをカバーしていくということで、三浦地 区や呼崎地区、中州地区をやっているところでございますし、また学校防災についてもです ね、潮南中学校、相賀小学校、紀北中学校、東小学校が行っておりますし、潮南中学校、紀 北中学校はですね、フォローアップとして行っているところでございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

フォローアップの体制も行っているということで、これまでの取り組みについて、放って

おくんではなくて、そういうフォローアップを続けてしていただくという点は、本当に大い に私も評価をしたいと思います。

先日、船津小におきましても防災教育という点で、地域の方も含め防災のそういう計画また取り組みが行われました。新聞にも載っていましたが、大変有効なことだと思います。また各組織との連携、社協とかそういう組織との連携についてもお聞きをしたいのですが、平成25年に社協のほうで防災ボランティアコーディネーター養成講座が6回にわたり開催をされました。それ以降、この社協も含め他の各組織の連携として、そういう講座等は行われたのか、そういう点につきましてもお伺いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

社協とはですね、連携をとっていかなければいけないということと。災害時の要支援者の問題等もございますし、避難場所へ行った時にですね、そういった体の不自由な方とかですね、配慮も必要だと思いますんでやっておりますし、消防団とはですね、常に会議等を行っておりますんで、それと別に他団体という意味ではガス協会とか、いろいろな協会もございますんで、そういったところと協定をですね、結んでおります。のようなことでよろしいですか。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

さまざまな諸団体とも連携をしているというお話でした。この地区防災計画に少し戻りますけども、策定につきましてガイドラインをつくっていただき、そしてまずモデル地区をつくっていただく。海山地域で1つ、紀伊長島地域で1つという形でのモデル地域をつくっていただき、そして自治会、自主防災会のほうで共有をしていただき広めていただきたい。そういうことも思っております。この地区防災計画というのは、町民に丸投げをするものではありませんので、職員の仕事、行政の仕事は増えると思います。このモデル地区につきましても考えておられることがございましたら、お答えいただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはりですね、リーダーシップをとっていただく地域があればですね、それに準じてということで大変取り組みやすくなるのではないかと思います。そういう意味ではですね、モデル地区等をですね、自主防災会連絡協議会というとこでも話をしてですね、積極的に取り組んでいただけるところにですね、町としても全力をあげてサポートしていきたい、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

取り組んでいただくということで、人材育成というのが大変必要になってまいります。これまでの取り組みの中にも含まれていたかもわかりませんが人材育成に関して自主防災会と 取り組んでみえる、そういう例も少しお話をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長のほうからね、ちょっと答弁させていただきます。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

現在自主防災会の会議の場でですね、県主催の自主防災リーダー研修への参加をですね、 呼びかけてございます。今年度についてはちょっと参加者がございませんでしたが、昨年度 とか県主催の防災リーダー研修会等に参加していただいております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

その県主催の防災リーダー研修というのは自治会の役員ではなくて、どういう役員になる んでしょうか、ちょっとそこら辺もお答えいただけますか。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

自主防災会の会議の場ではですね、自主防災会の会長が出ていただいて、そこでお話させていただくんですけれども、参加者に関しましては地区の会長の方ですね、各自主防災会で人選はされるとは思います。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

せっかくですね、こういう県主催の防災リーダー研修があるんですから、もっと積極的に 参加をしていただくように、そこら辺もやはり行政側がしっかり対応していただきたいと思 います。これからもよろしくお願いいたします。

では、地区防災計画の策定につきましては、町長の積極的な答弁もいただきましたので、 今後行政のガイドですね、基本的になるものについてはいつごろを目途につくりたいという、 そういうお考えは持ってみえますか、その期間についての答弁も聞かせていただきたいと思 います。マニュアルですね、地区防災計画をつくるにあたっての行政のマニュアルですね。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

まだガイドラインにつきましてはですね、作成には至っていないんですけども、国のほうの地区防災ガイドラインというものもございますので、それを参考にですね、できるだけ早い段階で作成のほうに取り組みたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

できるだけ早くという答弁いただきましたので、期待をしましてよろしくお願いいたします。

では、過去に女性の視点を生かした防災対策について質問させていただきます。1点目の質問にも関わりますが、自治会や地域の担い手の高齢化の問題は、自治会組織の体制・運営・活動自体のあり方や住民の参加を促す環境整備が大切になります。先ほども町長からも環境整備についてお話もありました。

特に女性が参加しやすい雰囲気があるかどうかが、地域の防災力の向上の鍵になると考えています。災害直後の避難誘導を想像しますと、昼間は高齢者・女性・子どもたちが多く、

避難支援が必要な乳幼児や要介護の高齢者、障がいの方を持っている、そういう方々の傍にいて、介護されている方も女性が多く見受けられます。女性の持っている情報を生かし、女性自身も避難の主力になっていくことが、住民の救命率に大変重要になってくると思います。また、避難所運営においても女性の視点は欠かせません。今後当町における女性の視点を生かした防災対策についての取り組み等を町長にお聞きいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、引き続きまして女性の視点を取り入れた防災対策強化についてというご 質問にお答えさせていただきます。女性の視点を取り入れた防災対策の強化につきましては、 議員と同様に大変重要なことであると認識しております。防災のみならず平常時からあらゆ る施策に男女が共に参画していくことが地域の力になると、そのように考えております。

特に防災・災害対策につきましては、避難所のあり方や災害から受ける影響の男女の違い等に配慮するためにも、女性には主体的な担い手としての活躍が期待されているところでございます。自主防災会の女性参画におきましては、自主防災会連絡協議会は46自主防災会の会長で構成しておりまして、平成30年度の会長につきましては、すべて男性でございます。

各自主防災会での女性の関わりでございますが、防災訓練等で炊き出しなどに関わっていただいている地域もあるとお聞きしております。また、一部の自主防災会では副会長を女性の方が担っておりまして、委員として積極的に関わっておられる自主防災会もございますので、女性の積極的な参画を広げていただければありがたいと、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

女性の視点でつくる女性だけの防災ということに関しましては、やはり46の自主防災会がある中に、平成30年度の会長は全てが男性というお話でした。この自主防災会の連絡協議会等でやはり女性の視点を生かす、日常での女性の視点を生かすために、その連絡協議会においても女性の役員の配置等もしっかり考えていただく、これからもそういうことが重要になってくると思いますが、町長はその点についてどうお考えになりますでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり女性の観点、視点がですね、大変重要なもんだと思っております。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後自主防災会においても女性を積極的に登用していただくという、そういう働きかけも 行政としてよろしくお願いしたいと思います。また女性だけの防災プロジェクトチームや女 性防災会議の設置を検討していただきたいという思いもございます。女性の職員さんを含め 保健師さん、また婦人会の方々、そういう女性だけの防災チーム、それをどうか設置いただ きたいというのが私の願いではあるんですけども、その点につきまして町長のお考えをお聞 きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

女性のみのプロジェクトチームというんですか、そういう検討はなかなかか難しい部分があるのかなと思います。ただですね、女性消防団員というのがございますね、消防団の中に。それが23名おります。そういった方がですね、各地区から出ておりますんでいろんなところから出ていただいて、消防団活動のみならずとかですね、そういう発展的な勉強会っていうんですか、女性の検討会とかそういったチームをですね、つくるということも可能ではないかと思いますが、現時点でそういうものはございませんので、勉強していきたいなと思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

行政の防災会議においても、なかなか意見が言いづらいという、そういう点もあるかと思います。そこで女性だけのそういうチーム等を設置していただき、女性消防団の方も23名おみえにはなりますので、そういう方も中心になっていただき取り組むという、そういうこともこれから検討していただきたい。また先ほど町長からも勉強させていただくというお話もございましたので、もし勉強していただいて、他の市町のそういう状況、例を勉強していただいて、これから女性参画という面での実質防災組織へのそういう取り組みを進めていただ

きたいと思います。よろしくお願いします。

また、先ほどの質問の中で防災リーダーの育成のお話がありましたけれども、女性の防災 リーダーの育成につきましては、県の防災リーダーの研修には女性も含まれるわけでしょう か。先ほどの話によるとリーダー研修ということで、自治会も男性の方ばかりだと思うんで す。そこに女性も含めたリーダー研修、リーダーの育成をしていただく機会をつくっていた だきたいと思うんですが、その点について答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった県の研修はですね、おそらくどなたでも行けると思いますので、我々としては 広げていきたいと思いますが、消防団の先ほど女性消防団のお話をさせていただきました。 そういう方たちはですね、今でも研修等に行っていただいております。ただ自主防災会の組 織の中でやっぱり女性がですね、どんどん会長とか副会長というのは、なかなか難しい状況 もありますんで、大西議員がご提案いただいたように、女性の中で議論していただいたり、 お話するということはですね、女性の方もいろいろな立場からお話ができるのではないかと 思いますんで、そういった基礎的な知識を求める場はですね、積極的に女性の方にも進めて いきたいと、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

私が町内を回っている中でやはり防災・減災に対して積極的に関わっていきたい、協力していきたいという女性の方も大勢おみえになります。子どもさんを抱えた方ですと、その子どもに対するまた防災の取り組みも、一般的な取り組みとは変わってきます。また、高齢者を抱える方への取り組みについても、また違ってきます。そういう意見も集約して積極的に意見が述べられる、そういう研修、リーダー育成も今回の私の質問をきっかけにしていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では続きまして、次の質問に移らせていただきます。

2. 地域を取り巻く防災環境について質問いたします。前者議員からも質問がされておりましたが、県外から運ばれている建設残土の現在の状況と情報、今後の対応について。また町内に点在する太陽光発電施設について、把握をしている箇所と町として、今後対応してい

かなければいけないと思われる課題について、お聞きいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設残土につきましては、今までも答弁いたしておりますように、しっかりと活動とかですね、異常があれば業者への申し入れなどをやっておりまして、事業区域としては7箇所というような形になっております。そういった意味で我々はやっておりますし、太陽光パネルにつきましてはですね、太陽光発電の施設の設置場所、設置するにつきましては、平成24年7月1日に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、この法律をFIT法と申しますが、この法律により経済産業省で申請し認定された20キロワット以上の施設の建設につきましては、平成30年9月30日現在で紀伊長島地区136件、海山地区133件、計269件となっております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

まず紀伊長島での建設残土についてお伺いいたします。本年大きな台風が襲来をいたしましたが、その時の被害状況と町の対応、またその後の業者の対応について質問いたします。また、この建設残土、現在積まれている残土につきまして、一番心配をされているのが崩落の危険であります。崩落をしてしまった場合、その責任の所在はどこにいくのか、その点につきまして、2点について答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

残土の問題についてということですが、台風におけるということでございます。現在はですね、大規模な崩落等はございませんが、直近では平成29年10月25日の台風21号の後、埋立地に隣接する町が管理する河川及び町道に土砂の流出があったため、搬入事業者に土砂の撤去を指示させたところでございます。責任については事業者責任だと考えております。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

その被害があった箇所について指示、勧告をされたと思うんですが、その後の業者の対応 についてどうだったのか、ちょっとその点について、もう一度答弁をお願いします。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

台風等の被害といいますか、多少の土砂の崩落とかあったことに対しての業者の対応ですけども、平成29年10月25日時点では田山坂の土砂置場におきまして、近くの隣接する町道及び町が管理する水路に土砂の流出があって、その後、業者のほうに撤去と今後の対応を要請したところ、速やかに撤去したことと。再度流出はしないようにと指示したところ、泥貯め等の設置を行いまして、それ以降は土砂の流出とか崩壊は見られておりません。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今回、紀北町では生活環境の保全に関する条例案を作成いたしました。私はこの点については抑止力という点では評価をしております。内容についてはまだきちんと精査をしていきたいと思っております。この建設残土につきまして先ほどもお話させていただきましたが、自然災害等による崩落の危険、これは一番町民の方が心配をされているわけであります。その点につきまして、今後もしっかり対応していただき指示、勧告またその後の状況も把握をしていただきますよう、しっかりお願いいたします。

そして太陽光発電施設につきましては、県は太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドラインを昨年6月に策定し、7月1日より施行されております。これに関する施設規模は出力50キロワット以上となっておりますが、この太陽光発電施設につきまして、終了した発電設備の撤去がきちんと行われているか、それが多くの住民の方も心配をされております。この県のガイドラインには事業者は国や事業の廃止届を行った場合、速やかにその写しを県・市・町に提出するようと明記をされております。現在までその提出例はあるのか、また撤去に関してきちんと撤去をされたのか、そういう確認について答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もこの太陽光発電はですね、そこのところが心配しているところでございます。当町の

状況について担当課のほうで把握している部分を答弁いたさせます。

東清剛議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

お答えいたします。廃止届についてはまだ提出されたものは現在ございません。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

これからだと思うんですね、廃止が増えてくるのは。その廃止届の写しが当町に提出されます。その後ですね、きちんと撤去されて処分されたのかという、そういうことに関しては国が行っていくのかなと思いますが、その点についてと。また町としてその廃止届が出た後の対応について、どういうことができるのか、その点についてお聞きいたします。

東清剛議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

廃止届が提出された後の対応なんですが、一応県のガイドラインではですね、法令等に基づいた違反等が疑われる場合につきましては、県は市町と情報共有を図りまして、対応について国と相談していくということが県のほうのガイドラインで示されております。ですので町のほうもですね、そういうようなものを町として把握をした場合は、県のほうへ報告してですね、県と連携して対応していきたいと思っております。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

心配していた点につきまして今きっちり答弁をいただきましたので、その点につきまして も廃止届が出た場合、町のほうもきちんと撤去確認をしていただきますよう、よろしくお願 いをいたします。

では、続きまして、大きい2点目、福祉医療助成について質問をいたします。

今年は世界人権宣言70周年目の節目の年であります。世界人権宣言は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、はじめて人権保障の目的や基準を国際的にうたった画期的なものです。重要な課題との観点から質問をいたします。

福祉医療費助成とは障がい者、一人親家庭、子ども等の医療費の一部を助成することにより受給者の健康上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。三重県は子ども医療費の助成における現物給付化に対応するため、市町の福祉医療費助成制度を拡充することとし、来年、31年4月導入を目途にしていると聞いております。

そこで医療費の現物給付化の導入予定と障がい者医療費助成の県内ほか近隣の自治体との 格差是正、福祉医療費受給者の医療費窓口払いが困難な場合の貸付制度について質問をいた します。

まず福祉医療費助成の現状と課題について、答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは福祉医療費助成についてのご質問にお答えをいたします。

福祉医療費助成制度につきましては、紀北町民の保健の向上と福祉の増進を図る上で大切な制度であると認識をいたしております。本町の現状と課題でございますが、身体障がい者医療費助成事業といたしましては、対象範囲は身体障害の1級から3級までの方、療育手帳の障害程度が最重度の方、または知能指数が35以下の方、身体障害の4級の方のうち療育手帳の障害程度が中度の方、または知能指数が50以下の方、精神障害の1級の方、これらの方に対する医療費の助成事業でございまして、平成29年度決算では対象者640人、6,164万1,000円を支出いたしております。

そして一人親家庭等医療費助成事業につきましては、満18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭等の母または父及びその児童や父母のいない満18歳年度末までの児童の方に対する医療費の助成事業でありまして、平成29年度決算では対象者439名、事業費1,257万円を支出しております。

子ども医療費助成事業としましては、通院では中学校卒業まで、入院は18歳年度末までの 方に対する医療費の助成事業でありまして、平成29年度決算では対象者1,256名、事業費 3,364万円を支出しているところでございます。

これら医療費助成事業の課題といたしましては、大変優れた制度でありまして県からの補助金も助成対象範囲によりますが、事業費の2分の1が収入として町に入っておりますが、増加する医療費に対しての財源をどのように確保していくかが最大の課題であると考えております。以上です。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

ただいま詳しく説明をいただきました。まず現物給付の導入につきまして少しお伺いしたいと思いますが、県の所得制限の基準を超えての助成は増加相当分について補助金を減額する方針と聞いておりますが、その所得制限は町としては設けるのか。また県の方針のとおり来年4月からというお考えなのか、その点について答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

制度のことなんで担当課より答弁いたさせます。

東清剛議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

所得制限につきましては、これまでどおり所得制限ありということで対応を考えております。

それから、現物給付化につきましては、今ですね、尾鷲市と紀北町といろいろと話をして おりまして、平成31年9月診療分から実施に向けて検討は進めております。以上でございま す。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

現状と課題についてはしっかり説明を受けましたので、以上とさせていただきます。 2点目の福祉医療費助成の拡充について質問させていただきます。

障がい者医療費助成につきましては、身体4級まで、知的障害50以下までを対象になって おりますが、これを拡大すべきと考えておりますが、この点について町長の答弁、またお考 えをお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

拡充でございますが、拡充できればよろしいんですが、制度を充実させていくということは、 財源等の問題もございますので、 慎重に検討していきたいと思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

多くの方が、障がいを持たれている方の本当に親御さんというのは大変だと思っております。この点につきまして是非国保といろんな関連の検討していくことはたくさんあると思いますけども、この障がい者医療費助成につきまして、拡充を今後も検討を進めていただきますようよろしくお願いしたいと思います。また格差是正に向けた取り組みとしても求めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

当町につきましては、子ども医療費については他の近隣市町と比べまして、通院については中学校3年生、また入院については高校生ということで進んでいる町であると考えておりますので、福祉医療費助成につきましても、今後とも検討いただきますようお願いをいたします。

そして3点目の福祉医療費助成の貸付制度について質問をいたします。

福祉医療費助成は数カ月後に払い戻しを受ける償還払いです。一時的に医療費自己負担額の窓口払いが困難な場合に医療費の一部負担金相当額を無利子で貸し出す制度を導入している自治体があります。診療月の2カ月後に給付される福祉医療給付金を返済に充当するものであります。医療費が高額になるほど払い戻しを受けるまでの間、生活が苦しくなる場合があります。この貸付制度につきまして、町長のお考えをお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

貸付制度のご質問ですが、本町ではですね、現在福祉医療費の対象者で医療機関窓口での支払いが困難な場合に利用できる貸付制度はございません。また、三重県内におきましても、福祉医療費の貸付制度がある市町はないと聞いております。今後もさまざまな角度から検討してまいりますが、生活困窮者に対する資金の貸付制度は限定的ではありますが、社会福祉協議会等でも実施しておりますので、そういった方がおられましたらですね、まずそちらのほうでご検討していただきたいと思いますし、町のほうもご案内をさせていただきたい、そのように思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

福祉医療費の貸付制度につきましては、福祉医療費受給者で一時的にその医療費自己負担額の窓口払いが困難な方に限られます。そしてまた無利子で貸付を行って支給される福祉医療費と相殺して返済に充てる福祉医療費貸付制度でこの支援するということは、対象者も限られますし、もともと支給される医療費を返済に充てることになりますので、返済に関して問題は何もないと思うんですけれども、そういうことを含めまして再度答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

後か先かということでですね、大変重要な問題だと思いますが、そういった制度をですね、 今、行っていないのでそういったことも勉強させていただきたいなと思います。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

現在この福祉医療費の貸付に代わるものとして、どういうものがあるのかちょっとそこら 辺も紹介をしていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

私のほうで把握しておるものといたしましては、紀北町社会福祉協議会しあわせ金庫貸付 事業、これは貸付上限額が5万円ということで聞いております。

それから、三重県社会福祉協議会生活福祉基金、これは医療費貸付金額としては230万円 以内ということで聞いております。

それから、これは国民健康保険のほうになりますけども、紀北町国民健康保険高額療養費

貸付基金というのがございまして、これは高額医療費のほうの対象になってきますけども、 上限額が500万円、その中での貸付ということで制度としてはございます。実績はございま せん。以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

例えばなんですけれども、この医療費といいますか、国保の場合の滞納とかがある方の場合ですね、限度額の認定証の交付もされないという場合があると思うんですが、こういう方についての医療費の返済ということにつきましては、どういう対応になっているんでしょうか、そういう事例はありましたか答弁をお願いします。

東清剛議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

限度額認定証につきましてはですね、発行を受けた場合は病院でのですね、負担は自己負担分のみの負担でという形になります。ただ、発行を受けてない方につきましてはですね、いったん病院のほうに全額お支払いいただいて、その後、負担額を差し引いた部分が戻ってくるというふうな形になるんですけども、議員ご指摘のとおりですね、滞納している方につきましては、限度額認定のほうの発行は制限をいたしております。ただそれにつきましてはですね、十分納付相談をさせていただいてですね、しっかり誓約をさせていただいて、それを守っていただく限りはですね、そのような形にはならないような配慮をいたしております。以上でございます。

東清剛議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

詳しい説明ありがとうございます。福祉医療費受給者でありながら一時的に医療費自己負担額の窓口払いが困難なために、医療機関での受診をためらうことがあれば、この障がい者の方につきましては、特に重症化に至ることも懸念をされます。是非当町におきましても、事例をしっかりと研究していただき、導入に向けて取り組みを進めていただきますようお願いをしまして、12月議会の私の一般質問とさせていただきます。以上です。

東清剛議長

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩といたします。

(午前 11 時 31 分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

次に、7番 奥村仁君の発言を許します。

7番 奥村仁君。

7番 奥村仁議員

7番 奥村仁。議長の許可をいただきましたので通告のとおり、平成30年12月議会における一般質問をいたします。まずは11月11日の議員選挙におきまして議員として、この場での紀北町の大切な審議に関わる16人として選出いただきました。一人の議員として大きな責務を負っていることを改めて認識し適正な議会運営と各議案に対する真摯な審議に心がけてまいりたいと思いますので、執行部におかれましてもこれまでどおり緊張感を持って、丁寧な対応をいただきますようお願いしたいと思います。

それでは通告どおり質問に入らせていただきます。

今回の質問は1項目であります。

通告には港湾及び漁港の整備と今後の対策についてとさせていただきました。

漁港・港湾と言いましても当町には2カ所の港湾と5カ所の漁港があります。今回は引本港と矢口漁港、要するに引本湾について主にお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1項目の中には3つの要点があります。1つは浸食被害の状況と現在の対応状況。これに

ついては今年の台風によって、湾内がかなり数カ所で被害が出ている状況であります。その 状況の町としての把握状況と、現在その状況をどう対応していくのか、その対応状況につい てしているのかですね、今の対応状況についてお聞きしたいと思います。

2点目については、漁業振興における護岸復旧の必要性、これに関しても1項目目で被害を受けている場所等々が今後の漁業振興にどういうふうな影響が出てくるのか。あと復旧していくための方法であるとか、それの必要性をどのように考えておられるのかお聞きしていきたいと思います。

3つ目ですが、この全体的な内容を含めて津波対策があります。現在の津波対策、堤防の整備が進んでいる状況でもありますが、湾内には無堤防地域が存在しております。無堤防地域への対応について、現在どのように考えておられるのか聞いていきたいと思います。

まずこの3点について、町の見解をお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えさせていただきます。

3点伺いました。港湾及び漁港の整備と今後の対策についてでございますが、まず、その うち台風の浸食被害のことについて触れたいと思います。

まず、引本港湾施設につきましては、県において平成29年度に施設点検を実施しております。

議員ご指摘の旧魚市場付近であろうと思いますが、これらの施設につきましては、点検の 結果、経年劣化により物揚場の機能が低下する恐れがある変状が見受けられるとの結果が出 ているところでございます。

この結果を踏まえまして、県では港湾利用者の安全確保のためバリケードを設置し、立入制限をするとともに現在、港湾施設の維持管理計画を作成中でございます。今後は維持管理計画に基づき施設の適切な維持改善に努めていきたいと県から伺っているところでございます。

続きまして、矢口漁港区域内における被害状況といたしましては、今年の台風21号及び24 号の被害に断定できない箇所も含めまして、護岸等の崩落等全15カ所の確認をいたしました。 いずれも個人または事業所所有地であることから、復旧に関して所有者の方にお願いをして いるところでございます。 続きまして、2.漁業振興における護岸復旧の必要性についてのご質問にお答えをさせていただきます。矢口漁港に関しましては町内その他4漁港と異なり、海岸線に個人や事業所所有の土地や建物が並んでおります。漁港に関わらず復旧の考え方といたしましては、誠に申し訳ないのですが、基本的にはその土地や施設の所有者が行うものであると考えております。

続きまして、津波対策堤防整備の進捗と無堤防地区への対応についてのご質問にお答えを させていただきます。

海岸保全施設整備事業における進捗状況といたしましては、現時点におきまして、三浦漁 港海岸が約9割以上、矢口浦漁港海岸につきましては、約5割程度の進捗となっております。

次に無堤防地区についてでございますが、矢口浦区からは旧町時代より白越地区から武奈 志地区までの要望がございまして、平成22年には生熊地区から整備の要望が出されておりますが、地元の方々のご意見もお聞きし、白越地区からの整備に着手をさせていただいております。現在進行中の区間におきましては、議員がおっしゃったように今年度から町単独事業での実施も承認いただきまして、さらなる進捗に努めているところでございます。

そのため今後も国に対し予算要望を行っていきたいと考えております。

矢口浦地区の無堤防地区の整備につきましては、今後の検討となると思いますが、まずは 現在の区間の完成に全力を尽くしてまいりたいそのように考えております。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

一通り3つの大まかな部分についてお答えいただきましたので、1つずつ進めていきたい と思いますが、1番と2番については混ざっているというか、同じような項目の中なんで、 前後するかもしれませんけど、よろしくお願いします。

引本湾においてはかつてはカツオの一本釣り漁船も多くて、タイやハマチの養殖などでも 栄え、湾の奥では真珠の養殖やアオサノリの養殖が盛んに行われ、漁業従事者も多数いたこ とと思います。そのことから湾内の護岸については、それぞれの漁や漁法にあった整備がな されてきたものと思われます。

引本については大きな漁船も多く港湾として整備が進み、水揚げに適した市場が整備されておりますし、湾の奥を見てみると今でも活発に行われているアオサノリの養殖漁場と加工施設やカツオの一本釣り漁船が盛んだった頃に多かったイワシ漁の網引き場や真珠養殖場が

あった施設などが多数あり、どちらかというとコンクリートで固められた護岸というよりも、 昔ながらの手積みでの石積みの護岸やほとんど対策がなされておらず、波の浸食をそのまま 受けるといったところも多いように感じております。

そして漁港に多いのが海に面した土地が、先ほど町長も答弁されましたが個人所有であるというところだと思います。以前より波による浸食が懸念されていましたり、漁業者から指摘はされていたものの改修が遅れており、今年の2度の台風によってかなり被害が出ているというのも町長も承知されているものだと思われます。以前にも畑や民家裏の石積みの倒壊などに対する修繕の費用や補助など取り組み方について、質問もしてきたところではありますけれども、民地への行政対応はできないという一貫した答弁でもあることから、護岸に関しても同じ扱いであることは今も町長が答弁されましたが、担当課ともやり取りをしている中でも承知はしているところでもあります。

ただですね、今回このような質問をさせていただいたのは、民地であったり名前が個人であってというところではあるんですけども、そこが崩落をしていく。今回の場所でも漁業の漁業者が毎日使っているような部分でも、かなり被害を受けているというような状況が見受けられる中で、個人の復旧というのはかなり難しいんではないかなというのが実際感じるところでもあります。

これに関しても放置されていくと、今後どうなっていくのかなというところが懸念される 部分でもありますので、質問をさせていただいているところではあります。また、現在大型 土嚢などで浸食の拡大を防止していると見受けられる個人所有の護岸が数カ所見受けられて おります。そして手つかずのまま放置されている場所のうちコンクリートの固まり、大きな 固まりが護岸から海の中に落ち込んだ状態も見受けられます。

そういうところも数カ所あるところの中で、そしてその崩れたものが放置されたまま現在に至っているという状況が今の湾内の中の状況でもあります。ただ、先ほど15カ所確認されているというところで、これはたぶん農林水産課で調べていただいた箇所が15カ所なんかなとは思うんですけども、町道に面した場所というのは今回も台風直後に仮復旧ですね、されていると思うんですけども、この仮復旧された部分に関しては建設課の管理だと思うんですけども、それを含めて15カ所であるのか、別でまだ被害が出ている場所があるのかというところを含めてお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

町長が答弁いたしました15カ所につきましては、農林水産課が所管している部分の被害で ございます。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今、答えられたように農林課で確認をした場所というのは、結局は農林水産に関わる場所であって、それ以外に湾内で被害を受けている場所というものがあったと思うんですけども、その場所について分かれば回答いただきたいと思います。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

議員がおっしゃっている矢口湾内の町道矢口大根1号線の箇所になると思うんですけども、その箇所におきましては町道の路肩ですね、路肩が5mほど強風、台風の24号、9月末の24号の強風によるものだと思うんですけども、路側に咲いていた小さな木がちょっと根返り、倒木ありまして、それに引っ張られてというんですかね、路肩が小規模に崩壊したと、そういう箇所が1カ所ございまして、その箇所につきましては耐候性の大型土嚢で路側の保護をやっているという箇所が建設課で1つございました。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

各課でいろんなところ確認に回っていただいているんだと思うんですけども、確実に被害があって路肩がなくなっていく状況である場所の仮復旧をされている。昨日現地ももう一度確かめてきました。もっと奥のほうへ行くと、ちょっと見にくいんですけど、海側から見るとかなり浸食されておるんかなというところも、かなり見受けられるなというのが、昨日見に行った感想でもあります。

町長も答えられた港湾のほうでいくと引本の旧市場に関しては、平成29年やったんですかね、から29年度に対応してということで答弁いただいたんですけども、今回、その台風の後でその29年度の対応の後で修復、仮復旧のような形だと思うんですけども、コンクリートの詰め物がされていたやつがほとんど波に飛ばされていって、グレーチングも落ち込んでしまったということで、ぽっかり穴が開いているような状態のところが、かなり多くバリケードも大方な広範囲にわたるようなバリケードがあるというような状況であると思うんですけども、紀北町としてその状況も確認済みだと思うんですけども、その状況をいかがだと思いますか、答弁をお願いします。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

議員のおっしゃられる旧市場の被害箇所というんですか、状況なんですけども、確かに県のほうの情報を共有しておりまして、8月23日の台風20号と9月30日の台風24号の時に、先ほど議員がおっしゃられたように、グレーチングの蓋や丸めコンクリートですか、それが波とかによって飛散したと、そういう状況は県のほうも把握しておりまして、その2度の台風の時の後ですね、速やかに撤去するとともに安全対策として、先ほど町長からちょっと答弁があったように、バリケードで安全を確保したと。

今後の予定につきましては、ちょっと町長の答弁の中にもあったんですけども、修繕計画を今、県庁のほうで作成中ですので、その現状も県も把握しておりますし、そういう状況も踏まえまして修繕計画に基づく維持管理を適切にやっていきたいということを県から伺っております。以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今、建設課長お答えいただいて、町長の答弁にもあったと思うんですけども、港湾についてはですね、これ良いことと言ってええのかどうかわからないんですけども、県管理でもあって県のほうの予算の中で修繕であったり、大規模な工事であったりできていくというところでもあるので、ただ現状どうなるかというところでかなり劣化した施設がそのまま残ったような状態になっているというところで、今後、県のほうでしっかりと対応していただきながら撤去になるのか、大規模修繕になるのかというところで危なくない場所として、修繕と

いうか直してもらったらよろしいかなとは思います。

その半面、やはりですね、漁港というのは町の管理の中で修繕をしていくというところも多いと思うんですけども、先ほど言ったように建設課管理の町道が直接被害を受けるような場所については、直接行政のほうが修復・修繕に早急に取り組んでいただけるような場所でもありますが、この個人の所有の護岸という考え方については、少し町ではですね、今この場所でじゃあどうしますかというような答えというのが、たぶん出しにくい問題だとは思うんですけども、今までのように個人の場所は個人でということでいきますと、護岸なんで海水に浸かった部分については、修復をしていこうと思うと個人での修復というのは、かなり高額にもなったり、アオサノリの養殖の状況に影響を与えてしまったりというところで、本当に難しいものだと思うんですけども、これに関して考え方というのを個人だけの修復ではなくて、行政がどれぐらいか持って補助して、修復に努めるというような考え方をされるような考えはございませんか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは先に答えさせていただいたんですけど、やはり個人所有ということで、例えば漁港の中でもですね、公共性のあるところなどはですね、やはり漁港としての整備等は漁協とも話し合ってですね、今、補助を出したりして漁業施設をですね、修復しているんですが、個人利用、個人所有ということでございますので、大変難しく、私とこへもですね、直接何とかならんのかという方もいらっしゃいました。

しかし申し訳ございませんがというお話でさせていただいて、これは海ばっかりではなしにですね、風、雨、それから山の落石、以前島勝のほうでもございましたが、そういったものでも個人の土地内、矢口でもね、議員がご質問いただいたんですが、そういった部分もございますので、大変難しい課題ではございますが、今回、今年起きた事象につきましてはですね、個人所有の方に深くお詫びをしてですね、申し訳ございませんがということで、お話をさせていただきました。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

町ではですね、やはり一貫して今までどおり個人所有のところに関しては、行政の手を加

えられないという答弁になるのかなとは思っておりましたし、今でもそう思ってはいる中での質問ですが、今後ですね、そういう状況でこの状況が放置されていくとですね、湾内のいろんな施設が崩れたままのところが確実に多くなっていって漁業への影響というのも出てくる可能性も高いと思います。

町だけでの考えであれば、そういう形になると思うんですけども、今後できるだけその状況を何とか整備・改修にもっていけるような案というのをですね、町でも考えていただきながら県や国への働きかけの中で、個人所有の場所であったとしても、何らかの復旧をやろうというところの場所に関しては、何らかの補助をしていただけるような仕組みづくりというものを投げかけていっていただきたいなと、そういうふうにも感じるんですけども、それに関して答弁いただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国のほうもですね、補助的なものというのはやはり公共施設、公共のそういうところに限定されてきてますんで、なかなかそういう補助制度もですね、難しいんですが、事情は十分今年ですね、皆さんから聞かさせていただきましたんで勉強はさせていただきますが、なかなか難しいのではないかと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

確実に難しい問題なんで直ぐにというような形でも無理だとは思います。いろいろ業者の方の今後の漁業振興にもつながるような、なんか手当ができるといいんじゃないかというところと、矢口漁港の中の漁業振興がより活発に行われるようにしていっていただきたい。そういうことをお願いして最後の大きく3つ目の質問の中に入らせていただきたいと思います。やはり現在、三浦・矢口漁港海岸保全施設整備事業として、先ほど町長も答弁いただいた三浦で9割、矢口で5割ということで、三浦については完成間近というか完成が目前に見えてきているような状況かと思います。また矢口漁港については遅れはあるものの、ここ数年のうちに三重県からの補正予算の追加や国による新たな予算措置であったり、そして、町単事業区間を設置していただいたことで非常に大きく現在の工事区間の870mについて、急ピッチに進んでいるところでもあると思います。

町長や町職員、三重県をはじめとする関係機関のただならぬ努力に対して感謝するところでもあります。ただそもそもこの事業について考えますと、無堤防区間の高潮対策への大きな不安があったことも忘れてはいけない大きな問題であったかと思います。改めて現在の事業に結びついているきっかけについて、当時の記憶をたどりながら確認もいたしました。先ほど町長の答弁にもありましたけども、もう一度お話させていただくと、そもそも平成16年度と平成17年度に、矢口浦区から旧海山町への陳情書が提出されております。

その後、平成18年度に生熊地区から矢口浦区に住民の署名とともに要望願いが出され、それを受け矢口浦区が紀北町に対し、これまでの陳情に加え早期整備への陳情書が出されております。また、平成22年3月には矢口浦区において、堤防工事についての臨時総会を開催し、既存堤防がある区間をAB870m、あと無堤防区間CDEとして1,410mの5区間の着工順位について意見を出し、最終案として里地区であるB区と無堤防区間の地区である生熊地区のD区について、無記名での投票を行い結果D区からの無堤防区間ですね、工事着工を決議し水産関係者や地区外の土地所有者などへの説明会も完了した上で、決議内容について町へ要望書を提出しておりました。

ただし書きとして、D区、無堤防地域の用地交渉がまとまらない場合は着工順位を変更するということで、現在の進捗状況があるものだと思います。この経緯を基にすると矢口浦漁港海岸保全施設整備事業における無堤防地区への町の考え方について、もう一度お聞きしていきたいと思います。

今後、無堤防地域への取り組みの継続、高潮対策としての整備、そういうことでどのよう に考えられているかご質問したいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

経過はそういうことになっておりますし、私もなった時にですね、三浦からやるのか矢口からやるのかという議論が、地域や県の皆さんとさせていただいた記憶がございます。そういう中、私の時にはもう既に既存の堤防、白越から里のことで結論は出ていたと思うんです。そして県と調整しながらですね、じゃあ三浦と矢口を一緒にやってくださいということで進めたように思っております。

その時の私も記憶あれなんですが、やはり道路の外に土地がたくさんあるということで、 大変難しいですよねという話をですね、した記憶がございます。道路の境目につくるにして も土地の用地買収とかあります。矢口もご存知のように既存の堤防の外にも土地がございまして、まずそこを用地買収を行ったりですね、いろいろとご理解いただくのに相当な時間を要したのも矢口が遅れた、これは用地のお持ちの方がですね、だめだとかいう話やなしに、相続がしてなかったりですね、いろいろな問題もございまして、そういう流れになってしまったんですが、今回の無堤防地区、私もその近くに住んでいる友人がおりますんですが、無堤防地区なんとかしてよというお願いはされるんではございますが、今は三浦・矢口をまず先に完成させていただきたいというお話をですね、させていただくしか今ないのが現状でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今、町長が答えられたように現状ですね、整備しにかかりやすいところというのが、難しかったにしても白越地区からこちらへせってくるというところで、公共的な土地であったり使ってなくって堤防工事にかかりやすい場所であったりというのが白越地区からこちらせってくるというような状況で現在も進んでいて、いろんな方に努力いただいて現状かなり進んできている870mの区間だと思うんですけども、やはりそれを先に仕方なくしてもらおうやないかということで、これだけの平成16年以降のいろんな経緯を踏まえてやってきた地域住民の方の署名もあったのも、全部ファイルされていて区の資料の中には、きちっとした形で資料が残っている状態なので、工事自体は遅れている後回しになっているというのは仕方ないと思うんですけども、この無堤防地域の交渉をいろいろやっていきながら、現在工事を進めやすいところからやっていくという納得の下で、今の工事があるんだと思うんです。

今の工事自体も予算がかなり厳しい中で、工事が進んでいるというのも承知の上なんですけども、この無堤防地域の話がどっかへ消えてしまったというようなことにならないようにというところというのが、切なる願いというかですね、本来はそう言いながらも最終的にはここをこういうふうに工事を何年ぐらいに進めますよという答えがあれば、一番よいのかなと思うんですけども、それもかなり難しい状況であるのはわかっておりながら質問で、この今までの経緯があったということと。無堤防地域の工事を消えてしまっているわけではないですよと、きちっと町も県も把握した中で、いつかはできることを念頭に先に見ながら、今工事が進んでいるということを、できればお答えしておいていただきたいそう思って質問させていただいております。答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当に心苦しいところなんですが、私自体はそういう要望があったというのは記憶しておりますが、まずは今の2つの堤防をですね、させていただいてもちろんこれをやろうとすれば、国や県とかですね、そういう調整もいりますんで、生熊地区の場合ですね、それにたくさんの道路から海側に土地もありますんで、大変難しい問題ではないかという認識は変わっておりません。ただ自分の中の記憶ではそういう要望がまず先にありきだったということは、十分認識いたしております。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

ありがとうございます。こういう計画がしっかりとまだ残っている検討の中にあるということを、この場で明確にしていければいいかなと思って質問させていただいているわけでもあります。その堤防なんらかの形で進めていくというのが、今回、先ほども言ったような高潮対策であったり、護岸の強靱化であったり、そういうことにもつながるものだと思います。たぶん予算、今の町の予算の中では、今の工事区間が精一杯のものをやっていただいているというのも承知した上で、この生熊無堤防地域をどうするんかというのを、今一度国とかにですね、やれる方法、予算がつく方法というのを、いろいろ検討いただいて、今後の対策に力を注いでいただけるとありがたい、そう思います。

これに答弁いただきまして質問を終わらせていただきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の段階でですね、明確な答弁ができないので、ご理解よろしくお願いを申し上げます。

7番 奥村仁議員

これで終わります。

東清剛議長

これで奥村仁君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。1時50分まで休憩いたします。

(午後 1時 36分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 50分)

東清剛議長

次に、11番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

11番近澤チヅル。選挙を終わりまして初めての質問でございます。合計すると49回目になりますが、町民の皆様の立場に立って一生懸命質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまず1番目、紀北町残土問題について質問をいたします。そして、終わりましたら2つ目の子どもの医療費無料化拡充について進みたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずはじめに紀北町残土問題について質問いたします。

1番といたしまして、現状について、現在、紀北町における残土問題については、11月16 日、毎日新聞の全国版で紹介され、また最近ではテレビの報道でも取り上げるなど紀北町だ けの関心ではなく、全国的に知られることとなってしまいました。

私も10月20日に三浦の現地を久しぶりに視察し、大量の残土と自然破壊に驚き役場に直行いたしました。どうなっているのかと改めて現状を聞きました。その際も建設課、総務課、農林水産課など残土に関わると思われる部署を、たらい回しにされたという思いがあります。この問題に対してそして最後には副町長のところにお伺いしたことになりますが、この問題に対して対処する準備も整っていないことがわかり、町だけでは大変解決できないと思い、

国の規制がただちに必要と判断し共産党の地区・県委員会を通じて、国会議員の視察を要請しました。

選挙が近いということで選挙後ということになり、11月29日の視察となりました。残土が 運び込まれている長島港と通称名倉、田山、三浦の3箇所を視察し、町民の地域の皆さんの 声も聞く機会をつくりました。その中でどういう土が運ばれてくるのか心配、いつ崩れてく るのか不安という声があがりました。このような状態になるまで何故放置しておいたのかと いう声もありました。この現状について町長の認識を問います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは近澤議員のご質問にお答えをいたします。建設残土の現状についてということで ございます。廃棄物として扱われる土砂等を除き収集・運搬処分を直接規制する法律が存在 しないことから建設残土を利用した大規模な造成や盛土などが国内各地で行われております。 この管内におきましても、三重県管理の尾鷲港、長島港に大量の建設発生土が荷揚げされま して、造成等の行為が増加しているところでございます。

住民の皆様からは先ほど議員もおっしゃったように土壌成分や崩壊の危険などに関する不安の声をお聞きいたしております。運び込まれる土壌成分の把握に努めながら、必要と考えられる環境影響調査、定期的な現地調査、大雨後の安全確認を実施しているとともに、台風の豪雨後などに異常があった場合には、搬入事業者に改善を指導しているところでございます。引き続き同様の監視と指導が必要なものと考えております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

現状について質問をしていきたいと思います。私も今日もたくさん調べていただいているというお答えは、前の議会の他の議員からもいただいておりますので、今回、私も県のほうへどのような状況があるのか情報公開をしました。これ2年間分ですね、これだけの資料をいただいてきました。2つの会社が関連しているわけですが、別々に請求したわけではないのに何故か2つの事業者に分けて情報公開を県がしてくれました。

2年間分ですけれども、この中で見てみましても、1つの産業が尾鷲港いわゆる長島港である名倉港に投入した土の量を見てみますと、2016年は4万7,303m³であったのに対して、

2017年度は倍以上の10万1, 447m³、そして2018年度については10月の段階で既に2017年度を上回る11万5, 640m³が搬入されております。

紀北町の港、長島港にはこれは尾鷲港と長島港のことを、今、情報公開で言いましたけれども、どの程度の長島港に土が搬入されているのか、情報公開もとっておられるというお話もありましたのでお尋ねいたします。これは前の議会ですけども、また土の種類について、これらには建設発生土と改良土と再生土は同じ意味だと思いますが、2種類の記載がありますが、それらがどのような土であるのか正確に知りたいと思いますので、お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がですね、今おっしゃった県から取られた、我々もそのような手段でいただいておりますので、同じ内容だと思いますが担当のほうからお話をさせていただきます。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

県から変に開示請求した数量なんですけども、県の集計ではトン数で表示されておるもんもありますし、先ほど言われました体積、立方メートルで表示されておるものもあるんですけども、 $1\,\mathrm{m}^3$ あたり $1.8\,\mathrm{t}$ という換算率で建設課では集計しております。その結果、平成29年の4月から平成30年の10月までと、1業者は10月までしか出ていませんでしたので、10月までと。1業者が先ほどの29年の4月から平成30年の11月までの集計になりますが、長島港の合計で約16万3,000 m^3 荷揚げがされているという情報で整理しております。以上です。

11番 近澤チヅル議員

再生土と改良土と建設発生土の種類についてもお願いします。

東清剛議長

答弁漏れらしいです。もう一度、植地建設課長。

植地俊文建設課長

再生土、改良土と再生土、同じではないかという話なんですけども、確かに同じ意味だと 思います。建設発生土というのは私のなんちゅうんですかね、認識では、地山本体から出た ものをそのまま発生する現場外へ運び出すものを建設発生土、それで改良土というのは、そ の用途に合わせてそれらの部類を何らかの改良を加えた土で、正直いいまして、正直いいま してっておかしいですね、再利用できるように改良したものを改良土という見識でございます。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

建設発生土は直接こちらへ持ってきたもの工事とかそういうもので、それで改良土は再利用できるように改良されたものという認識で終わりたいと思いますが、実際にですね、これ1つの業者なんですけれども、2016年度はこの資料をちょっと統計しましたら、発生土は3万5,000、再生土は1万1,000だったのが、単位を抜かしますが、2017年度は発生土の半分が再生土になっております。

そして2018年度は再生土のほうが多くなっております。なんか危ないものが、危ないと考えられるようなものが改良されたものが、直接工場からくるよりも多くなっているのが特徴だと思います。このことにつきましては、この程度にいたしまして、次に移りたいと思いますが、新聞報道によりますと搬入される土は首都圏からの土に関してですが、ものとなっておりますが、首都圏以外からも来ております、この情報によりますと。

それは把握されておりますか、そしてまた中間処理場からの搬入もありますが、これは中間処理場というと私、産業廃棄物、昔のこともありますので、そういうイメージがあるのですが、産廃とは関係のないような中間処理施設もあるのかどうか。産廃ではないかという心配もありますが、町の見解をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

首都圏以外からといいますか、テレビでもやっていたように関西圏からも来ているのも事実でございます。ただ1点、部分のところでやはり出す側からこっちですね、出てくる時には法で今先ほどいったような状態に、安全なというか法の基準内の土として出てきますんで、そこの部分はですね、そういう実情があるのでこちらへも来ているということでございますので、ちょっと細かいところなんか。それでは担当のほうから。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

首都圏と首都圏以外という区別が、申し訳ありませんがあれなんですけども、関西のほうの大阪のほうから岸和田市とか堺市から持ち込まれているというよりも、発生元がそこという資料がございました。それで、それ以外は関東のほうの市からという資料が、議員と同じものを持っていますので、そういうふうな把握はしてございます。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

よく畑先生の講演を何回か聞く機会がありまして、その講演の中で大津市の山崎砂利商店 という言葉がよく出てきましたが、残念ながらそこからも来ているんですね。そういうこと もあったというと、そして中間処理場から搬入されているけれども、大丈夫だよという認識 でよろしいのですね。再度お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうものをですね、外へ出す時には十分検査しているんで、ただそれがですね、今の 現状の我々ではですね、特記事項の中で県に出されているものを議員と同じように情報公開 でしてますんで、我々はそれを信じるしか現在のところはございません。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私も確かめる術がないので、町のほうはもっと研究されているのかなという思いがありましてお尋ねいたしました。また、この資料の中にですね、県の確認リストというのがあるんですけれども、それによりますと2017年度に長島港において土砂などの海面への落下防止対策について、これは土砂などを水面下に落とさない対策になると思うんですが、2017年度8月9日付けで対策案を提出させたということ、この情報公開もありました。

船から港に下ろす時にたぶん落としたのだと思いますが、このようなことがあったという 記録もありますし、また海上保安庁から指示されたという業者との説明もありますが、これ らのことについても町として把握されておられましたか、お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

把握しておりまして、そして県がですね、海域の調査をしたと伺っております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

承知されておったということで安心いたしました。

こういうこともあって、今の現状があるわけです。

続きまして、2つ目の伐採届についてに移りたいと思います。今回質問にあたり町からこのような資料もいただきました。伐採届、現状に至るまでには町には業者から伐採届が出ております。伐採届とはどのようなものなのか、町民の皆さんはよくわかりませんので、説明をしていただきたいと思います。残土について業者の方はこの伐採届が出ているから、法的には問題がなく合法的に運営されているとおっしゃっているとも思いますし、町もそのような説明をされてきたと思います。

しかしこの伐採届を出さずにですね、顛末書を出しておられる業者がおりました。25年11 月19日に町に提出されております。この顛末書というものはどういったものなのか、説明を お願いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

伐採届についてのご質問にお答えをさせていただきます。

森林法第10条の8の規定によりまして、森林所有者などが県の地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合には事前に伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が義務付けられております。

町内にある8箇所の盛土箇所で、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出の対象となるのは5箇所ございまして、現在では対象箇所すべて伐採届が提出されており、立木の伐採が行われております。また、伐採届が提出された全ての事業箇所につきましては、伐採後は森林以外の用途して使用するこという内容の届け出がなされているところでございます。無届けで伐採し、後に顛末書を出したという箇所もございます。顛末書の説明お願いします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

伐採届につきましては伐採を始める90日から30日前までに提出をいただくということになっておりますが、その期間までに提出がなくてですね、伐採をしてしまっているのを町が確認した場合にですね、それが悪質ではないということで顛末書等をいただいてですね、伐採届に変えているということでございます。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

悪質ではないという判断の下にされているということで、実際にですね、私も町に情報公開をいたしまして、このようにいただいております。それに1つはお伺いしたいのは、時々こういう顛末書というのは出されるものなのでしょうか。町の資料をいただいたのでは顛末書ではなく伐採届って、これ昨日いただいたのですけども、書いてありますし、この伐採届はですね、顛末書を無届けで伐採を行わなかった経緯及び理由についてはですね、地域森林計画、森林法に対してミスのため出さなかったと言っています。これは悪質でないとは受け止められなくはない部分はありますけども、この法に基づいてされるという業者の方がですね、ミスのため知らなかった。

そしてさらに再発防止に向け、対応で今後は法令を遵守し伐採を行う前に届け出を行います。なおこれに違反した場合には、森林法違反として告発などはなされることについて十分理解しましたと尾上町長に顛末書が出されております。スタートから知らなかったといえ森林法に対してこういう認識の業者の方を町はどのように捉えているのか、十分に信頼できる事業者であると判断しておられたのかどうかお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ無届け伐採がですね、されたということなんですが、ただ伐採届がですね、大変厳しい審査があってやらなければいけないというものではございませんので、あえてそれをですね、出さないで無断で切っていったという問題ではないんではないかと、私は解釈しているんです。出せば通るんですから、よって土砂なんかを埋めれば直ぐわかることですんで、トラックへ行けば。何かの事情で30日から90日前ですか、出さなかったのか出せなかったのか、そこまでは相手のことなのでちょっとわかりかねますね。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それは事実に対するあれなんですけど、このような業者でも私は今、先ほどの質問で別に 問題はないと町は考えておられるのかどうか再度お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

無届けのですね、伐採してしまったといって問題がある業者がというその段階でですね、 何ら答えることはできないと思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

法的に大丈夫だ合法的にやっているのだからといって、なかなか事業者に対しては強く言えないとおっしゃられてきました。でもこのように残土が高く積み上げられ、また谷にも残土が投げ捨てられております。それなのにまず環境宣言、条例ってやっていることは、私はこういうこともあったのに全て後手に回っているように思われる部分もあるんですけれども、町長はこのことの伐採届はあったのはあったのですが、環境宣言、条例と行ってきたことについて、1つの例として伐採届を出したんですが、後手に回っているような思いがありますが、町長はどのように考えておられるのかお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

後手というのがどういう意味がよくわかりませんが、こういったものの問題に対してですね、我々林地開発も含めて県のほうへもですね、しっかり2年以上前から言い続けてきておりますんで、ただその中でですね、当該事業の話なんですが、法律で規制されていないということで全国に運ばれて問題になっているわけですよね。

そしてここの中ではですね、こちらへおみえの環境学の先生も新聞においても、共産党の 議員の皆さんもですね、法規制がないからこういう問題が起きるんだということでございま すので、我々としてはそれの監視とかですね、そういったものを事業者に対する指導等も行 っておりますんで、そういった我々の行政としてできることにおいてはですね、一生懸命取り組んできたつもりでおります。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そういう町長の一生懸命取り組んできたというお話がありましたが、これ町からいただいた資料の中にですね、7箇所目としていただいた中ですね、大名倉の伐採届は9月18日に出されたとなっております。伐採届はそんなに重いものではないというお話もありましたが、私が町に情報公開をしたのはですね、していただいた資料では9月10日にも伐採届が出されております。これ凡ミスだったの、資料の中にですね、書き忘れたのだと思います。

そしてでもこの伐採届をよく見ますとですね、1 ha 以上だと県開発になってくるんですけど、この伐採届を受理したのは869ha となっております。

東清剛議長

平米じゃないですか。

11番 近澤チヅル議員

平米じゃなくて。4,851ha って、凡ミスだとは思うんですけどね、下にはちゃんと0.8って書いてあるんですね。でも両方とも書いてあるんですよ。でも表の一番大事なところは平米って書いてあるんですね。届け出だけで済むものやっていうて、これ町が受理しとるんですね。こういう凡ミスだと思いますけれども、一生懸命取り組んでいたらこういうことは起こらないと思うんですが、そこのところの見解をお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私そこまで読み取っておりませんが、一生懸命やってもですね、凡ミス、当然こういう表 記だという思い込みがですね、そういう凡ミスではないかと思います。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

議員ご指摘のとおりですね、869でしたか、その数字につきましては平米の換算を誤って、 届けのほうがそのまま出てまいりまして、通常訂正をお願いするところでございますけども、 今回その受理に関してですね、業者のほうの訂正をうっかりし忘れた案件であろうかと思っております。ちなみに伐採届につきましては、平成30年につきましても4月から12月14日、先週金曜日までに83件の届け出が出ております。それの中で土砂の関係につきましては3件が出ておるというところでございまして、処理をするにあたってですね、できるだけ間違いのないようにするという指導はしておりますけれども、今回の場合は申し訳ありませんが、届け出を受けた時にですね、確認漏れがあったということでございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

誰でも凡ミスはいたしますし、私あえて今回このことを一般質問で言わさせていただいたのは、やっぱり町民も心配しているんですから、先ほどから一生懸命やっているというお話もありましたが、一生懸命やっていたらこういうこともなくなるんだと思いますし、町にいただいたこの資料ですね、私信用しておりましたけども、これ載っとらなんだんですよ。2つのミスが重なってしまったということは、やはり一生懸命行って、9月18日に出ているということしか、私がいただいた資料の中にはないんですね。これは情報公開の中で得た資料で、もちろんそのこともこの中には書かれていて普通なんですけども、今回はありませんでした。これも全部凡ミスだと思います本当に。でもやはり一生懸命皆で取り組んでいるということからいうと、やはりそれは言えないのではないかなと、1つの例ですけども。そのことを申し上げまして、3つ目の質問に移りたいと思います。

県との交渉について、3番目ですね。県との交渉についてお伺いいたします。

1つ目、林地開発についてお伺いいたします。先ほどから1ha 以上の土地の森林を伐採しようとする時は県からの林地開発許可を受けることになります。この際には県からの要請に応えて町は林地開発許可申請に関わる意見書を県にあげることができます。それについても資料をいただきました。残土に関して初めての林地開発許可が求められたのは、平成12年8月29日、こんなに早くから行われてきたんですね。紀伊長島インターチェンジ付近の津本という場所で当時の紀伊長島町長は意見書をあげておられます。

残土が運び込まれるこの問題を、私が認知したのは平成25年頃かと思っておりましたが、 実際にはそれよりも10年も早かった。さらにですね、23年11月25日には同じ場所について林 地開発の変更に対する意見書をあげておられます。この問題が県から照会されたのは、1日 前の24日のことでこんなに早く返答することは単純に驚いておりますが、どのような経緯で あったのかお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あまり私細かくですね、記憶にはございませんので申し訳ございません。確かに21年にそ ういうのが行われたということでございます。それで23年に林地開発、23年にはですね、よ り具体的に厳しいご意見をですね、県のほうへあげていると思っております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

答弁不足で、1日で出した経緯をよく覚えてないというのでよろしいんでしょうか。珍しいことだと思うんですね、こんなこと。こういうこと。どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身はですね、さっき言ったようにあまりよく覚えてないんですが、林地開発等にはですね、これどこのことか細かく私ちょっとわからないんですが、いろいろと野々瀬地区の問題とかいろいろございました、私になってからも。だからそれらに基づいたですね、ひな型のような文書がですね、あったんではないかなと思います。23年には担当課のほうでですね、そういったひな型的にこういったものを意見書を出そうじゃないかというのがあって、おそらく23日にそういう申請書が出て、私がひな型のようなものをですね、確認して出しているのではないかなと思います。ただ記憶にはございませんので申し訳ございません。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

記憶にはないという答弁でしたが、今のは田山の津本のことですね。今回またいわゆる名 倉のところでですね、変更届が県に出されており紀北町長はこれは覚えておられると思いま すが、11月30日付けでまだ結果は出ておりませんけれども、申請に伴う意見書について回答 されております。この資料をいただいたことには感謝をしております。

その中で8番目はどのように書いておられますか。8、9番、お願いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはもう最近のことなんで覚えております。これはですね、より事実もあったことがありますので、それらも入れておきましょうということで、今議員ご指摘のところをですね、入れさせていただきました。8番目、本事業の実施にあたっては土砂流出などが確認されており今後土砂流出などが発生しないよう万全の対策を講じるとともに、対策が講じられるまでは土砂の運搬を慎重に行うよう指導をされたいという文言が8番でございます。

9番がですね、本事業の変更許可にあたり本事業に対する反対意見が多くあることから、 これらの意見にも十分配慮した上で事業を実施するよう指導されたいと。2点です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

その2点でちょっとわからないところがあるので、詳しく説明をお願いしたいと思います。 8番目で、名倉のところでも土砂流出などが確認されておりとあり、これはちょっと詳しく 今までなかったなと思うのですけれども、そしてもう1つ、本事業に対する皆さんの不安の 声も届いておりますが、反対意見という言葉で書かれておりますが、どのようなことをここ でおっしゃられておるのか詳しく説明をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから説明させていただきます。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず今回の小名倉の変更にかかる部分の8番目の土砂流出などが確認されておりというところなんですが、こちらのほうにつきましては昨年度、土砂が隣の山林に流れ込むという事態が発生しておりまして、それは表面上流れたということでですね、県のほうから指導が入り流出を止めるため池というか、防止の沈殿池を作成していただき、それ以降その対策をとっていただいた上で、県のほうで確認をしていただいてですね、それ以降の流出については

確認は、流出の確認はしておりません。流出はないというふうに考えております。

それから、反対意見が多くあるということからということで、こちらのほうにつきましては、地元自治会あるいは漁業関係者等のお話もお伺いしながらですね、町としての意見をとりまとめさせていただいたということで、そちらのほうの意見を反映させたということでございます。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

9番目について、今、地元の自治会とか漁協からというお話でしたが、具体的にどのよう なお話がありましたか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

地元自治会の方からはですね、そういう流出等のお話もあったので、そういうことが発生がしないということが確認できるまではですね、土砂の搬入については慎重にしていただきたいというようなお話がございました。また、漁業者の方に関してはですね、もう反対であるということを明確に言っておられましたが、この林地開発につきましては反対ということで止めるということは通常できないものですから、その辺の部分はご理解いただいた上で、ただ漁業者としては反対していくという意見を表明させていただくということでございました。以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

担当からお話があったんですけども、町長はこのことも漁業関係者からは反対という声もあったということを確認されておられましたか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。確認しています。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

されていたということで、そのような声を、これは林地開発の意見書として県へあげられております。でも、なかなか県は紀北町の声は届いていないのではないかと思われる節があります。

それは県へ三重県残土条例制定を求める請願を出して、3年前ですね、これは26年に提出して、議会では27年に採択されておりますが、このNPO法人の方がですね、3年間も何年間も実施されないのは何故なのか。せめて経過報告をするようにという要望書も出してですね、それで返事が採択された請願・陳情の処理経過についてというのが、毎年県から出ているんですけども、28年度は堆積されたものが、そういうものの事例はありません。29年度の9月にも同じような回答でございます。

そして30年の9月にはどのような回答がされておりますか。町としてつかんでおられたらお願いしたいと思いますが。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県としての方向性はですね、まったくその通りだと思います。ただ今、何月何日の何というのをですね、事前に言っていただければあれなんですが、基本的には県はですね、関係法令においてできると。それと一番最初の時はですね、1箇所見られたがというお話の答弁をして、その時、議会とかそういったものにしていると思うんです。

ですから、そういう姿勢であったということでございます。それが言うたら3年前ですよね。それで、紀北町でもいろいろと問題が大きくなって、私たちはその2年前からこの問題は大変ですよということで、県にもお話をさせていただいて、県とそういうお話をずっと続けてきたということでございまして、それから三重県町村会へですね、うちからも出させていただいて、それを町村会として認めていただいて、そういう残土条例しっかり取り締まれよという意見書を町村会の名前でも出しております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そういう努力をされておるにも関わらずですね、今年の9月のこのNPO法人の方に関す

る回答では、県内全域においても残土の処理に関して、直ちに条例改正になる新たな規制は 必要な状況ではないと考えているとの理由から、県が残土を規制する条例をつくる気はない と説明されております。

なかなか町長は行っていると言いましたが、伝わっていないような、伝わっておりません。 是非、紀北町として県に文書で早くつくるようですね、意見書をあげていただきたいと思い ますが、いかがでしょうか。町村会を通してではやはり紀北町の意思、それはもちろん継続 だと思いますが、紀北町として意見書をあげていただきたい。回答をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現状ね、何も変わってないような答弁してました。しかし、この間テレビで三重県知事がですね、3年間マヒしておりましたと、これから鋭意検討していくような話のですね、私もテレビを見せていただきました。それはですね、町1つではなしに三重県の長がですね、15町が認めた要望書なんですよね。だから、紀北町よりずっと重いし紀北町も今までも言い続けています。尾鷲にも県にも言い続けています。また、来年度はじゃあ今この場では言えないんですが、新たなる県への要請を行うことにしております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

せっかくなので町村会のことはさておきまして、でももちろん重要やというお話でしたが、 紀北町としてもですね、上里の時のようにですね、意見書をあげていただきたいと思います。 いかがですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もっと強いことで予定しております。ただ現在は差し控えさせていただきます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

はい、期待しております。来年度に向かって。

それでは、4番目に入っていきたいと思います。

住民に説明をしていただきたい。これだけのことが起こっているのにも関わらず、やっと 町の条例案が出てきました。パブリックコメントが始まっていると思うのですけれども、や はりこれを意見を述べるにも町民は町からの情報がありません。町にはやっぱり説明する義 務があると思いますが、住民説明会をパブリックコメントと同時に行う気持ちはありますか、 お伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の質問の趣旨がちょっとわからないんですが、それは条例を説明しろということですか、 それとも事業をということですか。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

皆さんは新聞報道とかテレビしか情報がないわけですので、現状を報告していただきたい。 パブリックコメントと同時にですね、そういう思いです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この議会でですね、お話することが新聞に載っております。それから、説明はですね、いろいろと民間事業は前に、ほかのことでもあったんですが、事業者責任ですよね。我々が説明してもですね、逆に行政が事業者の味方しとるんやないかとか、いろいろな話になりますよ、きっと。こういう現状というのはですね、今、新聞でもテレビでも出ております。ですからそういった意味では十分この残土問題についての認識は持っていると思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

他の問題でも今までも町長は事業者の方に説明していただいたらということでしたが、今回もそのお考えのようです。

それでは、5番目の条例で残土問題を防ぐことができるのかという質問に移っていきたい

と思います。時間もありません。今、ようやく紀北町でも残土を含む条例として、紀北町生活環境の保全に関する条例(案)で全協で説明されました。しかし、この条例については県外からの残土搬入についての文章はなかったように思います。また、条例ができたとしても現在の残土については遡及対応がされないとのことで、この条例では解決できない事件もたくさんあります。

これが住民が望んだ条例とは私はほど遠いなという思いがあります。本当にこの問題を解決する気があるのかなと思わざるを得ない部分を私は持っております。それがわかっていらっしゃると思いますが、条例をつくる、その認識度はどういうものなのか改めてお伺いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、条例でできる限りの残土の搬入を制限しようという考え方がございます。 町の生活環境に影響を及ぼす事業活動に関しまして、事業者には条例のことですね、内容、 町への届け出と協議、住民に。事業内容の住民への周知を求めるとともに、町の取り組みと しては土壌の成分把握、安全な行動の指導、変状があった場合の改善指導や調査ができる制 度を盛り込んでおります。

基本的にはですね、法令に反していないものを上位にそういうものがある中で、条例では一定の限界があるということはね、これはどうしても仕方ない話で、これは弁護士先生にもいろいろと聞かせていただいてありますんで、私も新聞の記事をですね、自分なりにまとめたもんなんですが、畑先生、それから共産党の国会議員の皆さん、それから毎日新聞やいろいろヤフーニュースなどインターネットとかですね、そういう弁護士先生、検察庁、聞かせていただきました。

そこにはやっぱり法整備がないんで、このような行為が行われるということがですね、全ての皆さんがおっしゃっています。共産党の代議士の方もそのようにおっしゃっておりますんで、国の制度が必要ですよというようなこともおっしゃっていると新聞に書いておりました。ですからいかに国の法制度がですね、重要な位置付けがあるかということがありますんで、議員なんかもよろしくお願いしてね、国でまず法整備をつくってもらう、我々はずっと県に言い続けてきました。県条例をつくってくださいということをね。

ですから、例えば今回の場合、紀北町であった問題、まず尾鷲市とも既にあるんですけど、

1箇所埋め立てられて、それがまた尾鷲市へ行った。それで我々が条例つくったら、またどっかにいくかもわかりません。だから県全体を条例でということで、今までもお願いしておりますので、そういった法との整合性も含めてですね、考えながらつくらせていただいたのが条例で、それで禁止ということではございませんが、畑先生もおっしゃっているのは、例えばですね、1つの例ですけど条例制定に関しては土砂条例ができるとコストが嵩むようになるため持ち込まれなくなるとかですね、条例によってその制限をかけることの効果をおっしゃっていると思います。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

効果はあると思うんですけど、大元の残土の搬入がないとなかなか全面的な、全面的というか、大きな力にはならないというのが私の思いですけれども、そこについては何故このように入れられなかったのかというのを、もう一度お伺いいたします。残土の県外からの残土の搬入をしないというところはなかったと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県内の残土の搬入をしない、入れないよということですか、これはあくまでも禁止というのは難しいという話、ただ50km出たところからのは、この条例にあたりますよとか、そういうのもあるんです。ただまるっきり禁止というものはですね、入れてないのは事実でございます。これも弁護士先生に聞かさせていただきました。法で禁止となっていないものに対して、他の市町では入れているんですが、これが係争になった時にはおそらく裁判では難しい結果が出るのではないかということも伺っております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

君津市なんかは入っていると思うんですけれども、選挙で負けた例があるからということをよく、選挙じゃない裁判でですね、ごめんなさい。言い間違いました。裁判で負けたら悪いからというお話を何回かお聞きしておりますけれども、やはり裁判に勝てるとか負けるとかいうのは別の問題であるように私は思います。地方自治法で町に住む住民の安全と健康と

福祉を保持することが自治体の仕事であると3条に書かれて、ちょっと私これ一番大事だと 思っているですけど、少子高齢化が進み寂しくなっていくこの町で、誇れるものは自然環境 です、だけです。それが侵されている現状を正確に認識し成すべきことは全てしっかりとや っていただきたいと思います。

そして、最後に紀北町生活環境の保全に関する条例(案)の目的はどういうものなのか。 テレビを通じて案ですけれども、お願いしたいと思います。これの目的ですね。

東清剛議長

近澤議員、あと3分しか残っていませんので、気をつけてください。 尾上町長。

尾上壽一町長

目的の前にですね、裁判は別の問題であるとかおっしゃったんで、それだけ答えさせてください。我々は条例はたとえどんな条例でもつくれます。でも行政としてその条例に対する責任を持たなきゃいけなんですよね。何かあれば行政が訴え返されます。だから、そういう中で我々としてはその条例に責任を持って、裁判へ出ても勝てるようなものでないと、裁判で負ければ結局、国家賠償法や損害賠償法でやられますんで、結局じゃあだめじゃないのと、この条例でだめなもんなら、これも確認しとるんですけど、止めて裁判で負ける。また条例で同じように止めると、今度は国賠法なんかが金額がものすごく上がってくるでしょう。いったん法廷で負けたものというような説明も聞いているんです。

そういうこともあって、我々としてはやはり裁判の場へ出ても勝てる、町内だけではないですから外から来ているわけなんでね。町だけの話はできないんでということだけ、ちょっと一言だけお話させていただいて、目的につきましてはこの条例は「自然と共生の町」宣言の理念に基づいて、自然と良好な関係を守るためその措置、その他環境保全に必要な事項を定めることにより、事業活動と町民生活との調和を図り、もって現在及び将来の町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とするということで、残土の問題ではなくこの紀北町のですね、環境の保全に関することを定めております。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今回それを提案されたんですけど、伊賀市ではですね、今年つくられております。伊賀市、 土砂などの埋め立てなどによる土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例、目的第1条こ の条例は伊賀市の、要するに市と市民が協力して不適正な土砂の持ち込みを許さないという 姿勢を示すとともにということも書かれております。時間がないので全部読みきれませんの が残念でございますが、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とすると いうことで、その前には土壌汚染の未然防止を図り土砂などの流出による災害も防止すると いうことなども書かれておりますが、市と市民が協力してというところは、私すごく大事だ なと思っておりますので、そこのところを最後に言わせていただきました。

それではもう時間がありませんので、2番目の子どもの医療費無料化の拡充について、質問をいたしたいと思います。子どもの医療費高校を卒業するまであと通院の部分が18歳未満、18歳までと残っております。もう5年間止まったままです。私必ず12月議会にはこのことを申し上げてまいりました。また、窓口無料も9月議会から進歩して、県下でどの医療機関でも9月1日診療分から受けられるようになりますが、この年齢も拡大を県に求めていただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子ども医療費の範囲拡大についてですが、これは1年に一遍ですか、そうじゃないんじゃないですか。毎回のようにおっしゃっているんで、心苦しいとは思います。ただね18歳未満の入院だけでもですね、三重県で5市町なんですよ、やっているところが。あとは15歳年度末なんですよね。つまり制度的には5番の中に入っているわけなんです、県の上位からですね、ですから我々のような財政力の弱いところはね、一生懸命させていただいているというのをまずご理解いただきたいなと思います。

それと窓口無料化ですね、これ今スタートしたばっかりで来年9月からやろうかということなんで、まずはですね、県も全体的な動きがみえてきたんで、県どこででもね、今までは紀北医師会、紀北・尾鷲市だけだったんですが、そういう域を超えたものができるでしょうという方向でやっています。

だから、そういうのも見極めてですね、県とも話をしながらもちろんおっしゃるように県とは十分話していきますけども、そういう流れできておりますので、そこをご理解していただきたいなと思うのと、1点だけ失礼ですけども言わせてください。今ね、国保がギリギリなんですよ。それで既にご承知のように高額薬剤があって、29年度が8,000万円繰り入れさせていただきました。これを恒常的にしていろいろな制度の枠組みを広げると、前者議員も

福祉医療費の問題を取り上げたんですけど、結構今もう厳しくって、特殊事情だったんでさせていただきました、一般財源。でもこの制度というものは制度の中で守らなければいけないのが基本でございますので、我々しないとかそういう意味じゃなしに、何とかこう維持できないかという努力をしておりますので、その辺もですね、おわかりいただきたいと思います。以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

もう最後、時間がないので今年の漢字は災でした。でも幸となるよう職員、執行部の皆さん、議会も一緒になって新しい年を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

東清剛議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

東清剛議長

これで本日の会議を閉じます。

なお、中津畑正量君ほか4名の質問者については、19日の本会議の日程とします。 本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 47分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 2 8 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸